

総 務 部

令和4年（2022年）11月24日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和4（2022）年度補正予算概要……………	1
2 函館市情報公開・個人情報保護審査会条例の骨子……………	2～8
3 函館市個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子……………	9～15
4 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の骨子……………	16～18
5 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の骨子……………	19～60
6 函館市職員退職手当条例および函館市企業職員の給与の種類および 基準に関する条例の一部を改正する条例の骨子……………	61～65

1 令和4（2022）年度補正予算概要

一般会計

[歳 出]

総務費 (単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
庁 舎 管 理 費	30,895	庁舎維持管理所要経費増	30,895
		燃料費増	3,462
		電気料、水道料等増	27,433

[債務負担行為]

(追 加) (単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
職員健康診断・予防接種業務委託料	令和5（2023）年度	20,483

2 函館市情報公開・個人情報保護審査会条例の骨子

(1) 条例制定の理由

情報公開・個人情報保護審査会を設置するため

(2) 条例の内容

第1 趣旨

この条例は、函館市情報公開・個人情報保護審査会の設置および組織ならびに調査審議の手續等について定めるものとする。

第2 設置等

1 次に掲げる法律または条例の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、函館市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 函館市情報公開条例（平成13年函館市条例第7号。次項および第7条第1項において「情報公開条例」という。）第16条

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第7条第1項において「法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うとともに、情報公開条例による公文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）の公開制度に関する重要事項について、実施機関（同条第1号に規定する実施機関をいう。以下この項および第12条において同じ。）の諮問に応じて調査審議するほか、実施機関に対し、建議することができる。

第3 組織

審査会は、委員5人以内をもって組織する。

第4 委員および任期等

1 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合にお

ける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5 会長および副会長

1 審査会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

1 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、第2条第1項の規定による調査審議を行う会議であって、これを公開することが適当でないと認められるものを除き、その会議を公開するものとする。

第7 審査会の調査権限

1 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（情報公開条例第16条の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）または法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（函館市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年函館市条例第 号）第2条第2項第1号に規定する実施機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）に対し、公文書（情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る情報公開条例第2条第2

号に規定する公文書をいう。以下同じ。) または保有個人情報(法第78条第1項第4号, 第94条第1項または第102条第1項に規定する開示決定等, 訂正決定等または利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては, 何人も, 審査会に対し, その提示された公文書または保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は, 審査会から前項の規定による求めがあったときは, これを拒んではならない。
- 3 審査会は, 必要があると認めるときは, 諮問実施機関に対し, 公文書に記録されている情報または保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類または整理した資料を作成し, 審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項および前項に定めるもののほか, 審査会は, 審査請求に係る事件に関し, 審査請求人, 参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項および第13条第1項において同じ。)または諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書または資料の提出を求めること, 適当と認める者にその知っている事実を陳述させまたは鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第8 意見の陳述

- 1 審査会は, 審査請求人等から申立てがあったときは, 当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし, 審査会が, その必要がないと認めるときは, この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては, 審査請求人または参加人は, 審査会の許可を得て, 補佐人とともに出頭することができる。

第9 意見書等の提出

審査請求人等は, 審査会に対し, 意見書または資料を提出する

ことができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第10 委員による調査手続

審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書もしくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、または第8条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

第11 提出資料の写しの送付等

- 1 審査会は、第7条第3項もしくは第4項または第9条の規定による意見書または資料の提出があったときは、当該意見書または資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書または資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、または前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付または閲覧に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければ

ればならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時および場所を指定することができる。

第12 意見等の聴取

審査会は、調査審議等（第2条第2項の規定による調査審議（同条第1項の規定による調査審議を除く。）および建議をいう。以下この条において同じ。）を行うため必要があると認めるときは、調査審議等の事項について専門的な知識を有する者、実施機関の職員その他関係人の出席を求めて、意見または説明を聴くことができる。

第13 答申書の送付等

- 1 審査会は、第2条第1項各号に掲げる法律または条例の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
- 2 審査会は、第2条第2項の規定による諮問に対する答申をしたとき、または同項の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

第14 庶務

審査会の庶務は、総務部において処理する。

第15 補則

この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

1 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 函館市情報公開条例の一部改正

函館市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第 3 章 公文書公開審査会（第 2 0 条～第 2 4 条）

第 4 章 情報公開の総合的な推進（第 2 5 条～第 2 7 条
の 2）を

第 5 章 雑則（第 2 8 条～第 3 1 条）」

「第 3 章 情報公開の総合的な推進（第 2 0 条～第 2 3 条）

第 4 章 雑則（第 2 4 条～第 2 7 条）」に

改める。

第 1 0 条第 2 項中「。以下同じ」を削り，「函館市公文書公開審査会」を「函館市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第 1 6 条各号列記以外の部分中「係る審査庁」を「対する裁決をすべき実施機関」に，「函館市公文書公開審査会」を「函館市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第 1 7 条各号列記以外の部分中「審査庁（以下「諮問庁」という。）」を「実施機関」に改める。

第 3 章を削る。

第 4 章中第 2 5 条を第 2 0 条とし，第 2 6 条を第 2 1 条とし，第 2 7 条を第 2 2 条とし，第 2 7 条の 2 を第 2 3 条とし，同章を第 3 章とする。

第 5 章中第 2 8 条を第 2 4 条とし，第 2 9 条から第 3 1 条までを 4 条ずつ繰り上げ，同章を第 4 章とする。

3 函館市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置

前項の規定の施行の際現に同項の規定による改正前の函館市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第 2 0 条第 4 項の規定により委嘱された函館市公文書公開審査会の委員である者は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に，第 4 条第 1 項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において，その委嘱されたものとみなされる者の任期は，同条第 2 項の規定にかかわらず，施行日における旧情報公開条例第 2 0 条第 4 項の規定により委嘱された函館

市公文書公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 附則第2項の規定の施行の際現に函館市公文書公開審査会の会長または副会長である者は、それぞれ、施行日に、第5条第2項の規定により審査会の会長または副会長として定められたものとみなす。

5 附則第2項の規定の施行前に函館市公文書公開審査会にされた諮問で同項の規定の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について函館市公文書公開審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

6 函館市公文書公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

7 その他の経過措置

附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

8 特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

公文書公開審査会の委員	日額 5,000 円
個人情報保護審査会の委員	日額 5,000 円

」

を

「

情報公開・個人情報保護審査会の委員	日額 5,000 円
-------------------	------------

」

に

改める。

3 函館市個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子

(1) 条例制定の理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い，個人情報の収集等の届出，保有個人情報の開示請求に対する措置等の同法の施行について必要な事項を定めるため

(2) 条例の内容

第1 趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行については，別に定めるもののほか，この条例の定めるところによる。

第2 定義

- 1 この条例における用語の意義は，次項に定めるもののほか，法の例による。
- 2 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 実施機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，公営企業管理者および消防長をいう。
 - (2) 個人情報の収集等 個人情報の収集，保管および利用をいう。

第3 個人情報の収集等の届出

- 1 実施機関は，継続かつ定型化して行う個人情報の収集等を新たに開始しようとするときは，あらかじめ，規則（市長が定める規則をいう。以下この項および第8条第8項において同じ。）で定めるところにより，次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た個人情報の収集等を廃止し，またはその内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をする場合も同様とする。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の収集の目的
- (3) 記録の対象となる個人の範囲
- (4) 記録する個人情報の項目
- (5) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、個人情報の収集等を開始し、廃止し、またはその内容の変更をした日以後において同項の届出をすることができる。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報の収集等については、適用しない。

- (1) 法第75条第1項の規定により実施機関が作成した個人情報ファイル簿に係る個人情報の収集等
- (2) 図書館その他の市の施設において行われる個人情報の収集等であって、一般の利用に供することを目的とするもの

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の収集等の開始または変更の届出が行われている場合に、当該届出に係る個人情報の収集等が前項第1号に掲げる個人情報の収集等に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、第1項および前項の届出があったときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第4 開示決定等の期限

1 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の

理由を書面により通知しなければならない。

第5 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があつた日から28日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨およびその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

第6 費用の負担

法第89条第2項の手数料は、無料とする。ただし、開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書または図画の写しを交付する場合における当該写しの作成および送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第7 審議会への諮問

実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、函館市個人情報保護運営審議会（次条第1項を除き、以下本則において「審議会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、または廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、または変更しようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、または変更しようとする場合

第8 個人情報保護運営審議会

- 1 前条の規定による諮問に応じ個人情報の適正な取扱いについて調査審議するため、函館市個人情報保護運営審議会を置く。
- 2 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者等のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審議会の会議は、非公開とすることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9 運用状況の公表

市長は、毎年1回、法およびこの条例の運用状況について公表するものとする。

第10 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

1 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 函館市個人情報保護条例の廃止

函館市個人情報保護条例（平成2年函館市条例第30号）は、廃止する。

3 函館市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置

次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の函館市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項、第20条第3項もしくは第20条の2第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）または旧条例第20条の3第2項の

規定によるその役務の提供に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ，または不当な目的に利用してはならない義務については，前項の規定の施行後も，なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第8号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者または同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から委託された旧個人情報の処理を含む業務に従事していた者

(3) 前項の規定の施行前において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う同法第244条第1項に規定する公の施設に係る管理業務に従事していた者

(4) 前項の規定の施行前において旧実施機関に派遣されて労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。）に基づく労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務を提供した者

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第11条第1項または第12条各項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報（旧条例第2条第6号に規定する保有特定個人情報を除く。）の開示，訂正，削除および目的外利用等（旧条例第8条第3項に規定する目的外利用等をいう。）の中止ならびに旧条例に規定する保有特定個人情報の開示，訂正，削除ならびに利用および提供の中止については，なお従前の例による。

5 函館市個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については，

附則第 2 項の規定の施行後も、なお従前の例による。

- 6 附則第 2 項の規定の施行の際現に旧条例第 19 条第 1 項の規定により置かれている函館市個人情報保護運営審議会は、第 8 条第 1 項の規定により置かれる函館市個人情報保護運営審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 7 附則第 2 項の規定の施行の際現に旧条例第 19 条第 4 項の規定により委嘱された函館市個人情報保護運営審議会の委員である者は、施行日に、第 8 条第 3 項の規定により函館市個人情報保護運営審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第 19 条第 4 項の規定により委嘱された函館市個人情報保護運営審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 8 旧条例第 19 条第 1 項の函館市個人情報保護運営審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第 2 項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第 2 項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 3 号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を同項の規定の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処する。
 - (1) 附則第 2 項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者または同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第 3 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者
- 10 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第 2 項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第

2条第2号に規定する保有個人情報またはその役務の提供に関して知り得た同項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた同号に規定する保有個人情報を同項の規定の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

11 罰則に関する経過措置

この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 その他の経過措置

附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(3) 函館市個人情報の保護に関する規則大綱

- ア 開示の方法等について
- イ 個人情報の収集等の届出について
- ウ 開示決定等の期限の延長の通知について
- エ 開示決定等の期限の特例の通知について
- オ 写しの交付部数について
- カ 費用の納入について
- キ 検索資料について
- ク 運用状況の公表について

(4) 函館市個人情報保護運営審議会規則大綱

- ア 会長および副会長について
- イ 会議について
- ウ 意見等の聴取について
- エ 庶務について

4 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

特別職の職員の期末手当の支給率を改定するため

(2) 条例改正の内容

期末手当の支給率改定

(単位：月)

区分	現 行	改 定 後	
		令和4年度	令和5年度以降
6月	2. 1 5	2. 1 5	2. 2 0
1 2月	2. 1 5	2. 2 5	2. 2 0
年間	4. 3 0	4. 4 0	4. 4 0

(3) 条例の施行期日

公布の日とし、令和4年1 2月期末手当に係る改正規定は、令和4年1 2月1日から適用

令和5年度以降分に係る改正規定は、令和5年4月1日に施行

特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表
【第1条関係】

現 行	改 正 案
(期末手当) 第3条 (略) 2 前項の特別職の職員に支給する期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、または死亡した同項の特別職の職員にあつては、退職し、または死亡した日現在)において同項の特別職の職員が受けるべき給料月額に地域手当の月額を加算した額または議員報酬額の月額およびこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)	(期末手当) 第3条 (略) 2 前項の特別職の職員に支給する期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、または死亡した同項の特別職の職員にあつては、退職し、または死亡した日現在)において同項の特別職の職員が受けるべき給料月額に地域手当の月額を加算した額または議員報酬額の月額およびこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)

特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表
【第2条関係】

現 行	改 正 案
(期末手当) 第3条 (略) 2 前項の特別職の職員に支給する期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、または死亡した同項の特別職の職員にあつては、退職し、または死亡した日現在)において同項の特別職の職員が受けるべき給料月額に地域手当の月額を加算した額または議員報酬額の月額およびこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)	(期末手当) 第3条 (略) 2 前項の特別職の職員に支給する期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、または死亡した同項の特別職の職員にあつては、退職し、または死亡した日現在)において同項の特別職の職員が受けるべき給料月額に地域手当の月額を加算した額または議員報酬額の月額およびこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)

5 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

一般職の職員の給与の改定等をするため

(2) 条例改正の内容

ア 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条、第2条関係）

(ア) 給料表の改定

平均0.3%の引き上げ（別紙1から3のとおり）

(イ) 勤勉手当の支給率改定（第22条の4）

再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員）以外の職員（単位：月）

区 分	現 行	改 定 後	
		令和4年度	令和5年度以降
6月	0.95 (1.15)	0.95 (1.15)	1.00 (1.20)
12月	0.95 (1.15)	1.05 (1.25)	1.00 (1.20)
年間	1.90 (2.30)	2.00 (2.40)	2.00 (2.40)

※（ ）内は特定管理職員（行政職給料表7級以上および医師職給料表5級以上の職員）

再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員）（単位：月）

区 分	現 行	改 定 後	
		令和4年度	令和5年度以降
6月	0.45	0.45	0.475
12月	0.45	0.50	0.475
年間	0.90	0.95	0.95

イ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条、第4条関係）

(ア) 給料表の改定（第6条）

号給	現行	改定後
1	375,000円	376,000円

(イ) 特定任期付職員業績手当の支給率改定（第7条）

現行	改定後	
	令和4年度	令和5年度以降
1.625	1.675	1.65

ウ 函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部
改正（第5条関係）
給料表の改定（別紙4，5のとおり）

（3）条例の施行期日

公布の日とし，一般職の職員の給料表，一般職の任期付職員の給料表に係る改正規定は，令和4年4月1日から，令和4年12月期末・勤勉手当の支給率に係る改正規定は，令和4年12月1日から適用

令和5年度以降の期末・勤勉手当の支給率，会計年度任用職員の給料表に係る改正規定は，令和5年4月1日に施行

行政職給料表

【別紙1】

(単位: 百円, %)

級号給	1級				2級				3級				4級			
	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
1	1,461	1,501	40	2.74	2,315	2,344	29	1.25	2,540	2,564	24	0.94	2,642	2,660	18	0.68
2	1,472	1,512	40	2.72	2,331	2,360	29	1.24	2,554	2,576	22	0.86	2,660	2,677	17	0.64
3	1,484	1,524	40	2.70	2,346	2,375	29	1.24	2,567	2,589	22	0.86	2,678	2,692	14	0.52
4	1,495	1,535	40	2.68	2,362	2,390	28	1.19	2,581	2,601	20	0.77	2,699	2,710	11	0.41
5	1,506	1,546	40	2.66	2,376	2,403	27	1.14	2,596	2,614	18	0.69	2,716	2,727	11	0.41
6	1,517	1,557	40	2.64	2,393	2,419	26	1.09	2,613	2,630	17	0.65	2,734	2,745	11	0.40
7	1,528	1,568	40	2.62	2,408	2,434	26	1.08	2,630	2,644	14	0.53	2,752	2,763	11	0.40
8	1,539	1,579	40	2.60	2,424	2,449	25	1.03	2,650	2,661	11	0.42	2,772	2,783	11	0.40
9	1,549	1,589	40	2.58	2,435	2,460	25	1.03	2,666	2,677	11	0.41	2,792	2,802	10	0.36
10	1,563	1,603	40	2.56	2,450	2,475	25	1.02	2,684	2,695	11	0.41	2,812	2,822	10	0.36
11	1,576	1,616	40	2.54	2,466	2,490	24	0.97	2,701	2,712	11	0.41	2,831	2,841	10	0.35
12	1,589	1,629	40	2.52	2,479	2,503	24	0.97	2,719	2,730	11	0.40	2,850	2,860	10	0.35
13	1,601	1,641	40	2.50	2,494	2,518	24	0.96	2,738	2,748	10	0.37	2,870	2,879	9	0.31
14	1,616	1,656	40	2.48	2,508	2,530	22	0.88	2,757	2,767	10	0.36	2,889	2,897	8	0.28
15	1,631	1,671	40	2.45	2,521	2,543	22	0.87	2,775	2,785	10	0.36	2,908	2,912	4	0.14
16	1,647	1,687	40	2.43	2,535	2,555	20	0.79	2,793	2,803	10	0.36	2,926	2,926	0	0.00
17	1,659	1,698	39	2.35	2,550	2,568	18	0.71	2,812	2,821	9	0.32	2,944	2,944	0	0.00
18	1,674	1,712	38	2.27	2,565	2,582	17	0.66	2,830	2,838	8	0.28	2,964	2,964	0	0.00
19	1,689	1,726	37	2.19	2,582	2,596	14	0.54	2,848	2,855	7	0.25	2,985	2,985	0	0.00
20	1,704	1,740	36	2.11	2,600	2,611	11	0.42	2,865	2,869	4	0.14	3,005	3,005	0	0.00
21	1,717	1,753	36	2.10	2,616	2,627	11	0.42	2,881	2,884	3	0.10	3,024	3,024	0	0.00
22	1,744	1,778	34	1.95	2,633	2,644	11	0.42	2,901	2,903	2	0.07	3,045	3,045	0	0.00
23	1,770	1,803	33	1.86	2,649	2,660	11	0.42	2,920	2,921	1	0.03	3,065	3,065	0	0.00
24	1,796	1,828	32	1.78	2,665	2,676	11	0.41	2,940	2,940	0	0.00	3,086	3,086	0	0.00
25	1,822	1,852	30	1.65	2,684	2,694	10	0.37	2,957	2,957	0	0.00	3,103	3,103	0	0.00
26	1,839	1,869	30	1.63	2,702	2,712	10	0.37	2,976	2,976	0	0.00	3,124	3,124	0	0.00
27	1,855	1,885	30	1.62	2,719	2,729	10	0.37	2,995	2,995	0	0.00	3,144	3,144	0	0.00
28	1,872	1,902	30	1.60	2,736	2,746	10	0.37	3,015	3,015	0	0.00	3,164	3,164	0	0.00
29	1,887	1,917	30	1.59	2,753	2,762	9	0.33	3,031	3,031	0	0.00	3,181	3,181	0	0.00
30	1,904	1,934	30	1.58	2,770	2,779	9	0.32	3,050	3,050	0	0.00	3,201	3,201	0	0.00
31	1,922	1,952	30	1.56	2,788	2,797	9	0.32	3,067	3,067	0	0.00	3,222	3,222	0	0.00
32	1,939	1,969	30	1.55	2,803	2,812	9	0.32	3,085	3,085	0	0.00	3,243	3,243	0	0.00
33	1,955	1,985	30	1.53	2,818	2,824	6	0.21	3,102	3,102	0	0.00	3,255	3,255	0	0.00
34	1,973	2,003	30	1.52	2,837	2,841	4	0.14	3,120	3,120	0	0.00	3,275	3,275	0	0.00
35	1,991	2,021	30	1.51	2,855	2,857	2	0.07	3,139	3,139	0	0.00	3,294	3,294	0	0.00
36	2,009	2,039	30	1.49	2,874	2,874	0	0.00	3,158	3,158	0	0.00	3,315	3,315	0	0.00
37	2,024	2,054	30	1.48	2,890	2,890	0	0.00	3,168	3,168	0	0.00	3,334	3,334	0	0.00
38	2,042	2,072	30	1.47	2,907	2,907	0	0.00	3,186	3,186	0	0.00	3,353	3,353	0	0.00
39	2,060	2,090	30	1.46	2,925	2,925	0	0.00	3,203	3,203	0	0.00	3,373	3,373	0	0.00
40	2,078	2,108	30	1.44	2,943	2,943	0	0.00	3,221	3,221	0	0.00	3,392	3,392	0	0.00
41	2,094	2,124	30	1.43	2,958	2,958	0	0.00	3,239	3,239	0	0.00	3,411	3,411	0	0.00
42	2,112	2,142	30	1.42	2,975	2,975	0	0.00	3,256	3,256	0	0.00	3,430	3,430	0	0.00
43	2,130	2,160	30	1.41	2,990	2,990	0	0.00	3,274	3,274	0	0.00	3,448	3,448	0	0.00
44	2,148	2,178	30	1.40	3,006	3,006	0	0.00	3,291	3,291	0	0.00	3,467	3,467	0	0.00
45	2,162	2,192	30	1.39	3,022	3,022	0	0.00	3,308	3,308	0	0.00	3,482	3,482	0	0.00
46	2,180	2,210	30	1.38	3,039	3,039	0	0.00	3,324	3,324	0	0.00	3,496	3,496	0	0.00
47	2,197	2,227	30	1.37	3,055	3,055	0	0.00	3,339	3,339	0	0.00	3,511	3,511	0	0.00
48	2,215	2,245	30	1.35	3,072	3,072	0	0.00	3,354	3,354	0	0.00	3,526	3,526	0	0.00
49	2,232	2,261	29	1.30	3,081	3,081	0	0.00	3,365	3,365	0	0.00	3,542	3,542	0	0.00
50	2,249	2,278	29	1.29	3,096	3,096	0	0.00	3,377	3,377	0	0.00	3,550	3,550	0	0.00
51	2,265	2,294	29	1.28	3,111	3,111	0	0.00	3,388	3,388	0	0.00	3,562	3,562	0	0.00
52	2,281	2,309	28	1.23	3,127	3,127	0	0.00	3,400	3,400	0	0.00	3,572	3,572	0	0.00
53	2,295	2,322	27	1.18	3,143	3,143	0	0.00	3,412	3,412	0	0.00	3,581	3,581	0	0.00
54	2,312	2,338	26	1.12	3,159	3,159	0	0.00	3,418	3,418	0	0.00	3,592	3,592	0	0.00
55	2,328	2,354	26	1.12	3,175	3,175	0	0.00	3,428	3,428	0	0.00	3,601	3,601	0	0.00
56	2,344	2,369	25	1.07	3,190	3,190	0	0.00	3,437	3,437	0	0.00	3,612	3,612	0	0.00
57	2,354	2,379	25	1.06	3,205	3,205	0	0.00	3,445	3,445	0	0.00	3,621	3,621	0	0.00
58	2,369	2,394	25	1.06	3,217	3,217	0	0.00	3,454	3,454	0	0.00	3,628	3,628	0	0.00
59	2,383	2,407	24	1.01	3,229	3,229	0	0.00	3,462	3,462	0	0.00	3,635	3,635	0	0.00

行政職給料表

【別紙1】

(単位: 百円, %)

級号給	1級				2級				3級				4級			
	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
60	2,395	2,419	24	1.00	3,241	3,241	0	0.00	3,471	3,471	0	0.00	3,642	3,642	0	0.00
61	2,407	2,431	24	1.00	3,248	3,248	0	0.00	3,478	3,478	0	0.00	3,646	3,646	0	0.00
62	2,419	2,441	22	0.91	3,257	3,257	0	0.00	3,485	3,485	0	0.00	3,652	3,652	0	0.00
63	2,429	2,451	22	0.91	3,265	3,265	0	0.00	3,491	3,491	0	0.00	3,659	3,659	0	0.00
64	2,441	2,461	20	0.82	3,273	3,273	0	0.00	3,497	3,497	0	0.00	3,666	3,666	0	0.00
65	2,454	2,472	18	0.73	3,282	3,282	0	0.00	3,501	3,501	0	0.00	3,669	3,669	0	0.00
66	2,464	2,481	17	0.69	3,286	3,286	0	0.00	3,506	3,506	0	0.00	3,676	3,676	0	0.00
67	2,476	2,490	14	0.57	3,293	3,293	0	0.00	3,512	3,512	0	0.00	3,683	3,683	0	0.00
68	2,489	2,500	11	0.44	3,301	3,301	0	0.00	3,518	3,518	0	0.00	3,690	3,690	0	0.00
69	2,498	2,509	11	0.44	3,309	3,309	0	0.00	3,521	3,521	0	0.00	3,693	3,693	0	0.00
70	2,511	2,522	11	0.44	3,316	3,316	0	0.00	3,527	3,527	0	0.00	3,699	3,699	0	0.00
71	2,523	2,534	11	0.44	3,323	3,323	0	0.00	3,533	3,533	0	0.00	3,706	3,706	0	0.00
72	2,536	2,547	11	0.43	3,330	3,330	0	0.00	3,539	3,539	0	0.00	3,712	3,712	0	0.00
73	2,550	2,560	10	0.39	3,335	3,335	0	0.00	3,542	3,542	0	0.00	3,715	3,715	0	0.00
74	2,564	2,574	10	0.39	3,341	3,341	0	0.00	3,547	3,547	0	0.00	3,721	3,721	0	0.00
75	2,576	2,586	10	0.39	3,346	3,346	0	0.00	3,553	3,553	0	0.00	3,728	3,728	0	0.00
76	2,588	2,598	10	0.39	3,352	3,352	0	0.00	3,558	3,558	0	0.00	3,734	3,734	0	0.00
77	2,600	2,609	9	0.35	3,355	3,355	0	0.00	3,561	3,561	0	0.00	3,738	3,738	0	0.00
78	2,612	2,621	9	0.34	3,360	3,360	0	0.00	3,566	3,566	0	0.00	3,743	3,743	0	0.00
79	2,625	2,634	9	0.34	3,364	3,364	0	0.00	3,572	3,572	0	0.00	3,749	3,749	0	0.00
80	2,636	2,645	9	0.34	3,369	3,369	0	0.00	3,577	3,577	0	0.00	3,754	3,754	0	0.00
81	2,647	2,656	9	0.34	3,373	3,373	0	0.00	3,580	3,580	0	0.00	3,759	3,759	0	0.00
82	2,658	2,666	8	0.30	3,378	3,378	0	0.00	3,585	3,585	0	0.00	3,765	3,765	0	0.00
83	2,671	2,678	7	0.26	3,383	3,383	0	0.00	3,590	3,590	0	0.00	3,770	3,770	0	0.00
84	2,684	2,689	5	0.19	3,388	3,388	0	0.00	3,595	3,595	0	0.00	3,773	3,773	0	0.00
85	2,694	2,699	5	0.19	3,391	3,391	0	0.00	3,598	3,598	0	0.00	3,777	3,777	0	0.00
86	2,705	2,709	4	0.15	3,395	3,395	0	0.00	3,603	3,603	0	0.00	3,782	3,782	0	0.00
87	2,718	2,720	2	0.07	3,400	3,400	0	0.00	3,608	3,608	0	0.00	3,786	3,786	0	0.00
88	2,731	2,731	0	0.00	3,404	3,404	0	0.00	3,611	3,611	0	0.00	3,790	3,790	0	0.00
89	2,740	2,740	0	0.00	3,407	3,407	0	0.00	3,614	3,614	0	0.00	3,794	3,794	0	0.00
90	2,750	2,750	0	0.00	3,411	3,411	0	0.00	3,619	3,619	0	0.00	3,799	3,799	0	0.00
91	2,759	2,759	0	0.00	3,416	3,416	0	0.00	3,623	3,623	0	0.00	3,803	3,803	0	0.00
92	2,770	2,770	0	0.00	3,420	3,420	0	0.00	3,627	3,627	0	0.00	3,807	3,807	0	0.00
93	2,781	2,781	0	0.00	3,422	3,422	0	0.00	3,631	3,631	0	0.00	3,810	3,810	0	0.00
94	2,791	2,791	0	0.00	3,426	3,426	0	0.00	3,636	3,636	0	0.00				
95	2,800	2,800	0	0.00	3,431	3,431	0	0.00	3,640	3,640	0	0.00				
96	2,810	2,810	0	0.00	3,435	3,435	0	0.00	3,644	3,644	0	0.00				
97	2,815	2,815	0	0.00	3,437	3,437	0	0.00	3,648	3,648	0	0.00				
98	2,824	2,824	0	0.00	3,441	3,441	0	0.00	3,653	3,653	0	0.00				
99	2,831	2,831	0	0.00	3,445	3,445	0	0.00	3,657	3,657	0	0.00				
100	2,840	2,840	0	0.00	3,448	3,448	0	0.00	3,661	3,661	0	0.00				
101	2,850	2,850	0	0.00	3,451	3,451	0	0.00	3,665	3,665	0	0.00				
102	2,858	2,858	0	0.00	3,455	3,455	0	0.00								
103	2,866	2,866	0	0.00	3,459	3,459	0	0.00								
104	2,874	2,874	0	0.00	3,463	3,463	0	0.00								
105	2,882	2,882	0	0.00	3,468	3,468	0	0.00								
106	2,887	2,887	0	0.00	3,472	3,472	0	0.00								
107	2,891	2,891	0	0.00	3,476	3,476	0	0.00								
108	2,896	2,896	0	0.00	3,480	3,480	0	0.00								
109	2,898	2,898	0	0.00	3,485	3,485	0	0.00								
110	2,901	2,901	0	0.00	3,489	3,489	0	0.00								
111	2,903	2,903	0	0.00	3,492	3,492	0	0.00								
112	2,907	2,907	0	0.00	3,495	3,495	0	0.00								
113	2,909	2,909	0	0.00	3,500	3,500	0	0.00								
114	2,911	2,911	0	0.00												
115	2,915	2,915	0	0.00												
116	2,918	2,918	0	0.00												
117	2,921	2,921	0	0.00												
118	2,924	2,924	0	0.00												

行政職給料表

【別紙1】

(単位: 百円, %)

級号給	1級				2級				3級				4級			
	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
119	2,927	2,927	0	0.00												
120	2,931	2,931	0	0.00												
121	2,934	2,934	0	0.00												
122	2,938	2,938	0	0.00												
123	2,941	2,941	0	0.00												
124	2,945	2,945	0	0.00												
125	2,947	2,947	0	0.00												
126	2,949	2,949	0	0.00												
127	2,952	2,952	0	0.00												
128	2,956	2,956	0	0.00												
129	2,958	2,958	0	0.00												
130	2,961	2,961	0	0.00												
131	2,965	2,965	0	0.00												
132	2,969	2,969	0	0.00												
133	2,971	2,971	0	0.00												
134	2,974	2,974	0	0.00												
135	2,978	2,978	0	0.00												
136	2,981	2,981	0	0.00												
137	2,983	2,983	0	0.00												
138	2,986	2,986	0	0.00												
139	2,990	2,990	0	0.00												
140	2,993	2,993	0	0.00												
141	2,995	2,995	0	0.00												
142	2,999	2,999	0	0.00												
143	3,003	3,003	0	0.00												
144	3,006	3,006	0	0.00												
145	3,008	3,008	0	0.00												
146	3,010	3,010	0	0.00												
147	3,013	3,013	0	0.00												
148	3,017	3,017	0	0.00												
149	3,019	3,019	0	0.00												
150	3,021	3,021	0	0.00												
151	3,024	3,024	0	0.00												
152	3,027	3,027	0	0.00												
153	3,031	3,031	0	0.00												
154	3,033	3,033	0	0.00												
155	3,036	3,036	0	0.00												
156	3,039	3,039	0	0.00												
157	3,042	3,042	0	0.00												
再任用					2,152	2,152	0	0.00								

行政職給料表

【別紙1】

(単位: 百円, %)

級号給	5級				6級				7級				8級			
	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
1	2,897	2,907	10	0.35	3,192	3,192	0	0.00	3,629	3,629	0	0.00	4,081	4,081	0	0.00
2	2,919	2,929	10	0.34	3,214	3,214	0	0.00	3,655	3,655	0	0.00	4,105	4,105	0	0.00
3	2,940	2,950	10	0.34	3,237	3,237	0	0.00	3,679	3,679	0	0.00	4,130	4,130	0	0.00
4	2,960	2,970	10	0.34	3,259	3,259	0	0.00	3,705	3,705	0	0.00	4,154	4,154	0	0.00
5	2,979	2,988	9	0.30	3,281	3,281	0	0.00	3,724	3,724	0	0.00	4,173	4,173	0	0.00
6	3,000	3,008	8	0.27	3,301	3,301	0	0.00	3,749	3,749	0	0.00	4,196	4,196	0	0.00
7	3,022	3,026	4	0.13	3,323	3,323	0	0.00	3,772	3,772	0	0.00	4,217	4,217	0	0.00
8	3,042	3,042	0	0.00	3,345	3,345	0	0.00	3,797	3,797	0	0.00	4,239	4,239	0	0.00
9	3,061	3,061	0	0.00	3,364	3,364	0	0.00	3,821	3,821	0	0.00	4,259	4,259	0	0.00
10	3,084	3,084	0	0.00	3,386	3,386	0	0.00	3,848	3,848	0	0.00	4,280	4,280	0	0.00
11	3,106	3,106	0	0.00	3,406	3,406	0	0.00	3,874	3,874	0	0.00	4,301	4,301	0	0.00
12	3,129	3,129	0	0.00	3,428	3,428	0	0.00	3,901	3,901	0	0.00	4,322	4,322	0	0.00
13	3,150	3,150	0	0.00	3,446	3,446	0	0.00	3,925	3,925	0	0.00	4,339	4,339	0	0.00
14	3,171	3,171	0	0.00	3,466	3,466	0	0.00	3,948	3,948	0	0.00	4,357	4,357	0	0.00
15	3,193	3,193	0	0.00	3,486	3,486	0	0.00	3,970	3,970	0	0.00	4,377	4,377	0	0.00
16	3,214	3,214	0	0.00	3,506	3,506	0	0.00	3,994	3,994	0	0.00	4,397	4,397	0	0.00
17	3,233	3,233	0	0.00	3,523	3,523	0	0.00	4,012	4,012	0	0.00	4,416	4,416	0	0.00
18	3,253	3,253	0	0.00	3,543	3,543	0	0.00	4,032	4,032	0	0.00	4,434	4,434	0	0.00
19	3,273	3,273	0	0.00	3,561	3,561	0	0.00	4,051	4,051	0	0.00	4,452	4,452	0	0.00
20	3,293	3,293	0	0.00	3,580	3,580	0	0.00	4,069	4,069	0	0.00	4,469	4,469	0	0.00
21	3,310	3,310	0	0.00	3,599	3,599	0	0.00	4,088	4,088	0	0.00	4,487	4,487	0	0.00
22	3,331	3,331	0	0.00	3,618	3,618	0	0.00	4,106	4,106	0	0.00	4,502	4,502	0	0.00
23	3,351	3,351	0	0.00	3,638	3,638	0	0.00	4,124	4,124	0	0.00	4,516	4,516	0	0.00
24	3,372	3,372	0	0.00	3,657	3,657	0	0.00	4,143	4,143	0	0.00	4,531	4,531	0	0.00
25	3,386	3,386	0	0.00	3,677	3,677	0	0.00	4,161	4,161	0	0.00	4,545	4,545	0	0.00
26	3,405	3,405	0	0.00	3,696	3,696	0	0.00	4,176	4,176	0	0.00	4,558	4,558	0	0.00
27	3,424	3,424	0	0.00	3,716	3,716	0	0.00	4,191	4,191	0	0.00	4,571	4,571	0	0.00
28	3,443	3,443	0	0.00	3,736	3,736	0	0.00	4,207	4,207	0	0.00	4,583	4,583	0	0.00
29	3,459	3,459	0	0.00	3,751	3,751	0	0.00	4,223	4,223	0	0.00	4,593	4,593	0	0.00
30	3,478	3,478	0	0.00	3,769	3,769	0	0.00	4,236	4,236	0	0.00	4,600	4,600	0	0.00
31	3,497	3,497	0	0.00	3,787	3,787	0	0.00	4,249	4,249	0	0.00	4,608	4,608	0	0.00
32	3,515	3,515	0	0.00	3,803	3,803	0	0.00	4,261	4,261	0	0.00	4,615	4,615	0	0.00
33	3,534	3,534	0	0.00	3,821	3,821	0	0.00	4,273	4,273	0	0.00	4,622	4,622	0	0.00
34	3,552	3,552	0	0.00	3,835	3,835	0	0.00	4,286	4,286	0	0.00	4,630	4,630	0	0.00
35	3,570	3,570	0	0.00	3,850	3,850	0	0.00	4,299	4,299	0	0.00	4,637	4,637	0	0.00
36	3,587	3,587	0	0.00	3,866	3,866	0	0.00	4,311	4,311	0	0.00	4,643	4,643	0	0.00
37	3,601	3,601	0	0.00	3,880	3,880	0	0.00	4,323	4,323	0	0.00	4,648	4,648	0	0.00
38	3,614	3,614	0	0.00	3,892	3,892	0	0.00	4,331	4,331	0	0.00	4,654	4,654	0	0.00
39	3,628	3,628	0	0.00	3,904	3,904	0	0.00	4,339	4,339	0	0.00	4,660	4,660	0	0.00
40	3,642	3,642	0	0.00	3,915	3,915	0	0.00	4,347	4,347	0	0.00	4,666	4,666	0	0.00
41	3,655	3,655	0	0.00	3,926	3,926	0	0.00	4,353	4,353	0	0.00	4,671	4,671	0	0.00
42	3,664	3,664	0	0.00	3,938	3,938	0	0.00	4,360	4,360	0	0.00	4,676	4,676	0	0.00
43	3,675	3,675	0	0.00	3,950	3,950	0	0.00	4,367	4,367	0	0.00	4,680	4,680	0	0.00
44	3,686	3,686	0	0.00	3,961	3,961	0	0.00	4,374	4,374	0	0.00	4,683	4,683	0	0.00
45	3,694	3,694	0	0.00	3,968	3,968	0	0.00	4,382	4,382	0	0.00	4,686	4,686	0	0.00
46	3,703	3,703	0	0.00	3,975	3,975	0	0.00	4,390	4,390	0	0.00				
47	3,712	3,712	0	0.00	3,982	3,982	0	0.00	4,394	4,394	0	0.00				
48	3,721	3,721	0	0.00	3,989	3,989	0	0.00	4,401	4,401	0	0.00				
49	3,730	3,730	0	0.00	3,995	3,995	0	0.00	4,406	4,406	0	0.00				
50	3,738	3,738	0	0.00	4,001	4,001	0	0.00	4,410	4,410	0	0.00				
51	3,746	3,746	0	0.00	4,006	4,006	0	0.00	4,414	4,414	0	0.00				
52	3,754	3,754	0	0.00	4,010	4,010	0	0.00	4,418	4,418	0	0.00				
53	3,761	3,761	0	0.00	4,014	4,014	0	0.00	4,422	4,422	0	0.00				
54	3,768	3,768	0	0.00	4,017	4,017	0	0.00	4,426	4,426	0	0.00				
55	3,775	3,775	0	0.00	4,020	4,020	0	0.00	4,430	4,430	0	0.00				
56	3,782	3,782	0	0.00	4,023	4,023	0	0.00	4,433	4,433	0	0.00				
57	3,787	3,787	0	0.00	4,026	4,026	0	0.00	4,436	4,436	0	0.00				
58	3,793	3,793	0	0.00	4,029	4,029	0	0.00	4,440	4,440	0	0.00				
59	3,799	3,799	0	0.00	4,032	4,032	0	0.00	4,443	4,443	0	0.00				

行政職給料表

【別紙1】

(単位: 百円, %)

級号給	5級				6級				7級				8級			
	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
60	3,806	3,806	0	0.00	4,035	4,035	0	0.00	4,446	4,446	0	0.00				
61	3,810	3,810	0	0.00	4,038	4,038	0	0.00	4,449	4,449	0	0.00				
62	3,817	3,817	0	0.00	4,041	4,041	0	0.00								
63	3,823	3,823	0	0.00	4,044	4,044	0	0.00								
64	3,829	3,829	0	0.00	4,047	4,047	0	0.00								
65	3,833	3,833	0	0.00	4,050	4,050	0	0.00								
66	3,839	3,839	0	0.00	4,053	4,053	0	0.00								
67	3,845	3,845	0	0.00	4,056	4,056	0	0.00								
68	3,851	3,851	0	0.00	4,059	4,059	0	0.00								
69	3,855	3,855	0	0.00	4,061	4,061	0	0.00								
70	3,860	3,860	0	0.00	4,064	4,064	0	0.00								
71	3,865	3,865	0	0.00	4,067	4,067	0	0.00								
72	3,871	3,871	0	0.00	4,070	4,070	0	0.00								
73	3,874	3,874	0	0.00	4,072	4,072	0	0.00								
74	3,878	3,878	0	0.00	4,075	4,075	0	0.00								
75	3,882	3,882	0	0.00	4,078	4,078	0	0.00								
76	3,886	3,886	0	0.00	4,080	4,080	0	0.00								
77	3,889	3,889	0	0.00	4,082	4,082	0	0.00								
78	3,892	3,892	0	0.00	4,085	4,085	0	0.00								
79	3,895	3,895	0	0.00	4,088	4,088	0	0.00								
80	3,898	3,898	0	0.00	4,090	4,090	0	0.00								
81	3,900	3,900	0	0.00	4,092	4,092	0	0.00								
82	3,903	3,903	0	0.00	4,095	4,095	0	0.00								
83	3,906	3,906	0	0.00	4,098	4,098	0	0.00								
84	3,908	3,908	0	0.00	4,100	4,100	0	0.00								
85	3,910	3,910	0	0.00	4,102	4,102	0	0.00								
86	3,913	3,913	0	0.00												
87	3,916	3,916	0	0.00												
88	3,918	3,918	0	0.00												
89	3,920	3,920	0	0.00												
90	3,923	3,923	0	0.00												
91	3,926	3,926	0	0.00												
92	3,928	3,928	0	0.00												
93	3,930	3,930	0	0.00												
94																
95																
96																
97																
98																
99																
100																
101																
102																
103																
104																
105																
106																
107																
108																
109																
110																
111																
112																
113																
114																
115																
116																
117																
118																

技能労務職給料表

【別紙2】

(単位: 百円, %)

級号給	1級				2級				3級			
	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
1	1,323	1,362	39	2.95	2,052	2,085	33	1.61	2,704	2,715	11	0.41
2	1,332	1,371	39	2.93	2,064	2,097	33	1.60	2,714	2,725	11	0.41
3	1,342	1,381	39	2.91	2,078	2,111	33	1.59	2,723	2,734	11	0.40
4	1,351	1,390	39	2.89	2,091	2,123	32	1.53	2,732	2,743	11	0.40
5	1,361	1,400	39	2.87	2,104	2,136	32	1.52	2,742	2,752	10	0.36
6	1,371	1,410	39	2.84	2,118	2,150	32	1.51	2,757	2,767	10	0.36
7	1,381	1,420	39	2.82	2,132	2,164	32	1.50	2,770	2,780	10	0.36
8	1,391	1,430	39	2.80	2,146	2,178	32	1.49	2,783	2,793	10	0.36
9	1,399	1,438	39	2.79	2,159	2,191	32	1.48	2,797	2,806	9	0.32
10	1,409	1,448	39	2.77	2,175	2,207	32	1.47	2,809	2,818	9	0.32
11	1,419	1,458	39	2.75	2,191	2,223	32	1.46	2,822	2,829	7	0.25
12	1,430	1,469	39	2.73	2,205	2,237	32	1.45	2,834	2,839	5	0.18
13	1,438	1,477	39	2.71	2,217	2,249	32	1.44	2,846	2,849	3	0.11
14	1,448	1,487	39	2.69	2,232	2,264	32	1.43	2,860	2,862	2	0.07
15	1,458	1,498	40	2.74	2,247	2,279	32	1.42	2,874	2,875	1	0.03
16	1,468	1,508	40	2.72	2,260	2,292	32	1.42	2,889	2,889	0	0.00
17	1,479	1,519	40	2.70	2,269	2,300	31	1.37	2,900	2,900	0	0.00
18	1,492	1,533	41	2.75	2,276	2,307	31	1.36	2,914	2,914	0	0.00
19	1,504	1,545	41	2.73	2,285	2,316	31	1.36	2,927	2,927	0	0.00
20	1,516	1,557	41	2.70	2,295	2,326	31	1.35	2,940	2,940	0	0.00
21	1,527	1,568	41	2.69	2,303	2,332	29	1.26	2,951	2,951	0	0.00
22	1,539	1,580	41	2.66	2,318	2,347	29	1.25	2,963	2,963	0	0.00
23	1,551	1,592	41	2.64	2,331	2,360	29	1.24	2,976	2,976	0	0.00
24	1,563	1,604	41	2.62	2,342	2,370	28	1.20	2,990	2,990	0	0.00
25	1,574	1,615	41	2.60	2,356	2,383	27	1.15	2,998	2,998	0	0.00
26	1,589	1,630	41	2.58	2,369	2,395	26	1.10	3,009	3,009	0	0.00
27	1,604	1,645	41	2.56	2,382	2,408	26	1.09	3,021	3,021	0	0.00
28	1,619	1,660	41	2.53	2,395	2,420	25	1.04	3,033	3,033	0	0.00
29	1,633	1,674	41	2.51	2,403	2,428	25	1.04	3,041	3,041	0	0.00
30	1,647	1,688	41	2.49	2,415	2,440	25	1.04	3,054	3,054	0	0.00
31	1,662	1,703	41	2.47	2,428	2,452	24	0.99	3,066	3,066	0	0.00
32	1,677	1,718	41	2.44	2,439	2,463	24	0.98	3,077	3,077	0	0.00
33	1,691	1,731	40	2.37	2,450	2,474	24	0.98	3,089	3,089	0	0.00
34	1,709	1,748	39	2.28	2,462	2,484	22	0.89	3,099	3,099	0	0.00
35	1,727	1,765	38	2.20	2,473	2,495	22	0.89	3,110	3,110	0	0.00
36	1,745	1,782	37	2.12	2,485	2,505	20	0.80	3,121	3,121	0	0.00
37	1,762	1,799	37	2.10	2,515	2,541	26	1.03	3,130	3,130	0	0.00
38	1,779	1,813	34	1.91	2,527	2,553	26	1.03	3,137	3,137	0	0.00
39	1,796	1,830	34	1.89	2,538	2,563	25	0.99	3,146	3,146	0	0.00
40	1,813	1,845	32	1.77	2,549	2,574	25	0.98	3,156	3,156	0	0.00
41	1,836	1,874	38	2.07	2,558	2,583	25	0.98	3,164	3,164	0	0.00
42	1,852	1,888	36	1.94	2,570	2,593	23	0.89	3,174	3,174	0	0.00
43	1,868	1,902	34	1.82	2,581	2,604	23	0.89	3,182	3,182	0	0.00
44	1,883	1,916	33	1.75	2,593	2,613	20	0.77	3,191	3,191	0	0.00
45	1,897	1,930	33	1.74	2,604	2,622	18	0.69	3,199	3,199	0	0.00
46	1,912	1,944	32	1.67	2,612	2,629	17	0.65	3,208	3,208	0	0.00
47	1,927	1,958	31	1.61	2,624	2,638	14	0.53	3,217	3,217	0	0.00
48	1,941	1,972	31	1.60	2,636	2,647	11	0.42	3,225	3,225	0	0.00
49	1,954	1,986	32	1.64	2,646	2,657	11	0.42	3,233	3,233	0	0.00
50	1,968	1,999	31	1.58	2,656	2,667	11	0.41	3,241	3,241	0	0.00

技能労務職給料表

【別紙2】

(単位: 百円, %)

級号給	1級				2級				3級			
	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
51	1,982	2,012	30	1.51	2,665	2,676	11	0.41	3,250	3,250	0	0.00
52	1,996	2,025	29	1.45	2,674	2,685	11	0.41	3,258	3,258	0	0.00
53	2,010	2,038	28	1.39	2,684	2,694	10	0.37	3,265	3,265	0	0.00
54	2,023	2,051	28	1.38	2,695	2,705	10	0.37	3,272	3,272	0	0.00
55	2,036	2,064	28	1.38	2,705	2,715	10	0.37	3,280	3,280	0	0.00
56	2,048	2,076	28	1.37	2,713	2,723	10	0.37	3,287	3,287	0	0.00
57	2,060	2,088	28	1.36	2,723	2,732	9	0.33	3,294	3,294	0	0.00
58	2,072	2,100	28	1.35	2,732	2,741	9	0.33	3,300	3,300	0	0.00
59	2,084	2,112	28	1.34	2,742	2,751	9	0.33	3,306	3,306	0	0.00
60	2,096	2,124	28	1.34	2,750	2,759	9	0.33	3,312	3,312	0	0.00
61	2,107	2,135	28	1.33	2,758	2,765	7	0.25	3,317	3,317	0	0.00
62	2,118	2,146	28	1.32	2,769	2,773	4	0.14	3,324	3,324	0	0.00
63	2,129	2,157	28	1.32	2,780	2,782	2	0.07	3,330	3,330	0	0.00
64	2,140	2,168	28	1.31	2,791	2,791	0	0.00	3,336	3,336	0	0.00
65	2,151	2,179	28	1.30	2,800	2,800	0	0.00	3,340	3,340	0	0.00
66	2,163	2,191	28	1.29	2,811	2,811	0	0.00	3,345	3,345	0	0.00
67	2,173	2,201	28	1.29	2,821	2,821	0	0.00	3,350	3,350	0	0.00
68	2,182	2,209	27	1.24	2,831	2,831	0	0.00	3,355	3,355	0	0.00
69	2,188	2,215	27	1.23	2,838	2,838	0	0.00	3,360	3,360	0	0.00
70	2,200	2,225	25	1.14	2,847	2,847	0	0.00	3,364	3,364	0	0.00
71	2,211	2,236	25	1.13	2,856	2,856	0	0.00	3,368	3,368	0	0.00
72	2,223	2,247	24	1.08	2,867	2,867	0	0.00	3,372	3,372	0	0.00
73	2,228	2,252	24	1.08	2,873	2,873	0	0.00	3,375	3,375	0	0.00
74	2,239	2,263	24	1.07	2,882	2,882	0	0.00	3,379	3,379	0	0.00
75	2,251	2,274	23	1.02	2,891	2,891	0	0.00	3,383	3,383	0	0.00
76	2,261	2,284	23	1.02	2,900	2,900	0	0.00	3,387	3,387	0	0.00
77	2,269	2,292	23	1.01	2,906	2,906	0	0.00	3,390	3,390	0	0.00
78	2,281	2,302	21	0.92	2,916	2,916	0	0.00				
79	2,291	2,312	21	0.92	2,926	2,926	0	0.00				
80	2,302	2,321	19	0.83	2,935	2,935	0	0.00				
81	2,313	2,330	17	0.73	2,942	2,942	0	0.00				
82	2,322	2,339	17	0.73	2,951	2,951	0	0.00				
83	2,333	2,347	14	0.60	2,960	2,960	0	0.00				
84	2,343	2,354	11	0.47	2,969	2,969	0	0.00				
85	2,353	2,363	10	0.42	2,976	2,976	0	0.00				
86	2,363	2,373	10	0.42	2,982	2,982	0	0.00				
87	2,373	2,383	10	0.42	2,989	2,989	0	0.00				
88	2,383	2,393	10	0.42	2,997	2,997	0	0.00				
89	2,394	2,403	9	0.38	3,003	3,003	0	0.00				
90	2,404	2,413	9	0.37	3,011	3,011	0	0.00				
91	2,411	2,420	9	0.37	3,018	3,018	0	0.00				
92	2,418	2,427	9	0.37	3,025	3,025	0	0.00				
93	2,427	2,435	8	0.33	3,032	3,032	0	0.00				
94	2,436	2,444	8	0.33	3,039	3,039	0	0.00				
95	2,445	2,453	8	0.33	3,047	3,047	0	0.00				
96	2,452	2,460	8	0.33	3,054	3,054	0	0.00				
97	2,460	2,468	8	0.33	3,060	3,060	0	0.00				
98	2,469	2,476	7	0.28	3,067	3,067	0	0.00				
99	2,478	2,485	7	0.28	3,074	3,074	0	0.00				
100	2,487	2,492	5	0.20	3,081	3,081	0	0.00				

技能労務職給料表

【別紙2】

(単位: 百円, %)

級号給	1級				2級				3級			
	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
101	2,495	2,500	5	0.20	3,086	3,086	0	0.00				
102	2,503	2,506	3	0.12	3,091	3,091	0	0.00				
103	2,511	2,513	2	0.08	3,097	3,097	0	0.00				
104	2,518	2,518	0	0.00	3,103	3,103	0	0.00				
105	2,525	2,525	0	0.00	3,109	3,109	0	0.00				
106	2,531	2,531	0	0.00	3,113	3,113	0	0.00				
107	2,535	2,535	0	0.00	3,118	3,118	0	0.00				
108	2,539	2,539	0	0.00	3,123	3,123	0	0.00				
109	2,541	2,541	0	0.00	3,126	3,126	0	0.00				
110	2,545	2,545	0	0.00	3,131	3,131	0	0.00				
111	2,550	2,550	0	0.00	3,136	3,136	0	0.00				
112	2,555	2,555	0	0.00	3,140	3,140	0	0.00				
113	2,558	2,558	0	0.00	3,142	3,142	0	0.00				
114	2,562	2,562	0	0.00	3,145	3,145	0	0.00				
115	2,567	2,567	0	0.00	3,148	3,148	0	0.00				
116	2,572	2,572	0	0.00	3,151	3,151	0	0.00				
117	2,575	2,575	0	0.00	3,154	3,154	0	0.00				
118	2,578	2,578	0	0.00	3,157	3,157	0	0.00				
119	2,581	2,581	0	0.00	3,160	3,160	0	0.00				
120	2,584	2,584	0	0.00	3,163	3,163	0	0.00				
121	2,586	2,586	0	0.00	3,165	3,165	0	0.00				
122	2,588	2,588	0	0.00	3,169	3,169	0	0.00				
123	2,591	2,591	0	0.00	3,172	3,172	0	0.00				
124	2,594	2,594	0	0.00	3,174	3,174	0	0.00				
125	2,596	2,596	0	0.00	3,176	3,176	0	0.00				
126	2,598	2,598	0	0.00	3,179	3,179	0	0.00				
127	2,602	2,602	0	0.00	3,182	3,182	0	0.00				
128	2,604	2,604	0	0.00	3,185	3,185	0	0.00				
129	2,607	2,607	0	0.00	3,187	3,187	0	0.00				
130	2,611	2,611	0	0.00	3,190	3,190	0	0.00				
131	2,614	2,614	0	0.00	3,193	3,193	0	0.00				
132	2,617	2,617	0	0.00	3,195	3,195	0	0.00				
133	2,619	2,619	0	0.00	3,197	3,197	0	0.00				
134	2,622	2,622	0	0.00	3,200	3,200	0	0.00				
135	2,624	2,624	0	0.00	3,203	3,203	0	0.00				
136	2,627	2,627	0	0.00	3,205	3,205	0	0.00				
137	2,630	2,630	0	0.00	3,207	3,207	0	0.00				
138	2,632	2,632	0	0.00								
139	2,635	2,635	0	0.00								
140	2,638	2,638	0	0.00								
141	2,640	2,640	0	0.00								
142	2,642	2,642	0	0.00								
143	2,645	2,645	0	0.00								
144	2,647	2,647	0	0.00								
145	2,650	2,650	0	0.00								
146	2,653	2,653	0	0.00								
147	2,656	2,656	0	0.00								
148	2,658	2,658	0	0.00								
149	2,660	2,660	0	0.00								
150	2,663	2,663	0	0.00								

技能労務職給料表

【別紙2】

(単位: 百円, %)

級号給	1級				2級				3級			
	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
151	2,665	2,665	0	0.00								
152	2,667	2,667	0	0.00								
153	2,670	2,670	0	0.00								
154	2,673	2,673	0	0.00								
155	2,676	2,676	0	0.00								
156	2,679	2,679	0	0.00								
157	2,681	2,681	0	0.00								
158	2,683	2,683	0	0.00								
159	2,686	2,686	0	0.00								
160	2,689	2,689	0	0.00								
161	2,691	2,691	0	0.00								
162	2,693	2,693	0	0.00								
163	2,696	2,696	0	0.00								
164	2,699	2,699	0	0.00								
165	2,701	2,701	0	0.00								
166	2,703	2,703	0	0.00								
167	2,706	2,706	0	0.00								
168	2,709	2,709	0	0.00								
169	2,711	2,711	0	0.00								
170	2,713	2,713	0	0.00								
171	2,716	2,716	0	0.00								
172	2,719	2,719	0	0.00								
173	2,721	2,721	0	0.00								
再任用					2,152	2,152	0	0.00				

医療職給料表

【別紙3】

(単位:百円, %)

級号給	1級				2級				3級				4級				5級			
	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
1	2,498	2,536	38	1.52	3,990	4,004	14	0.35	4,717	4,717	0	0.00	4,923	4,923	0	0.00	5,849	5,849	0	0.00
2	2,523	2,561	38	1.51	4,019	4,033	14	0.35	4,740	4,740	0	0.00	4,949	4,949	0	0.00	5,884	5,884	0	0.00
3	2,548	2,586	38	1.49	4,045	4,059	14	0.35	4,762	4,762	0	0.00	4,975	4,975	0	0.00	5,919	5,919	0	0.00
4	2,573	2,611	38	1.48	4,072	4,086	14	0.34	4,785	4,785	0	0.00	5,001	5,001	0	0.00	5,954	5,954	0	0.00
5	2,595	2,633	38	1.46	4,098	4,110	12	0.29	4,807	4,807	0	0.00	5,027	5,027	0	0.00	5,989	5,989	0	0.00
6	2,633	2,671	38	1.44	4,122	4,133	11	0.27	4,829	4,829	0	0.00	5,052	5,052	0	0.00	6,022	6,022	0	0.00
7	2,671	2,709	38	1.42	4,149	4,154	5	0.12	4,851	4,851	0	0.00	5,077	5,077	0	0.00	6,055	6,055	0	0.00
8	2,709	2,747	38	1.40	4,173	4,173	0	0.00	4,873	4,873	0	0.00	5,102	5,102	0	0.00	6,088	6,088	0	0.00
9	2,745	2,783	38	1.38	4,195	4,195	0	0.00	4,893	4,893	0	0.00	5,127	5,127	0	0.00	6,121	6,121	0	0.00
10	2,785	2,823	38	1.36	4,222	4,222	0	0.00	4,914	4,914	0	0.00	5,152	5,152	0	0.00	6,152	6,152	0	0.00
11	2,825	2,863	38	1.35	4,248	4,248	0	0.00	4,935	4,935	0	0.00	5,177	5,177	0	0.00	6,183	6,183	0	0.00
12	2,865	2,903	38	1.33	4,275	4,275	0	0.00	4,956	4,956	0	0.00	5,202	5,202	0	0.00	6,214	6,214	0	0.00
13	2,903	2,940	37	1.27	4,299	4,299	0	0.00	4,977	4,977	0	0.00	5,227	5,227	0	0.00	6,245	6,245	0	0.00
14	2,943	2,980	37	1.26	4,324	4,324	0	0.00	4,998	4,998	0	0.00	5,252	5,252	0	0.00	6,273	6,273	0	0.00
15	2,982	3,019	37	1.24	4,348	4,348	0	0.00	5,019	5,019	0	0.00	5,277	5,277	0	0.00	6,301	6,301	0	0.00
16	3,021	3,057	36	1.19	4,373	4,373	0	0.00	5,040	5,040	0	0.00	5,302	5,302	0	0.00	6,329	6,329	0	0.00
17	3,058	3,093	35	1.14	4,393	4,393	0	0.00	5,061	5,061	0	0.00	5,327	5,327	0	0.00	6,357	6,357	0	0.00
18	3,094	3,128	34	1.10	4,417	4,417	0	0.00	5,081	5,081	0	0.00	5,351	5,351	0	0.00	6,385	6,385	0	0.00
19	3,129	3,163	34	1.09	4,440	4,440	0	0.00	5,101	5,101	0	0.00	5,375	5,375	0	0.00	6,413	6,413	0	0.00
20	3,165	3,198	33	1.04	4,464	4,464	0	0.00	5,121	5,121	0	0.00	5,399	5,399	0	0.00	6,441	6,441	0	0.00
21	3,201	3,234	33	1.03	4,479	4,479	0	0.00	5,139	5,139	0	0.00	5,423	5,423	0	0.00	6,469	6,469	0	0.00
22	3,238	3,271	33	1.02	4,503	4,503	0	0.00	5,157	5,157	0	0.00	5,447	5,447	0	0.00	6,494	6,494	0	0.00
23	3,273	3,305	32	0.98	4,526	4,526	0	0.00	5,176	5,176	0	0.00	5,471	5,471	0	0.00	6,519	6,519	0	0.00
24	3,306	3,338	32	0.97	4,549	4,549	0	0.00	5,195	5,195	0	0.00	5,495	5,495	0	0.00	6,544	6,544	0	0.00
25	3,341	3,373	32	0.96	4,569	4,569	0	0.00	5,212	5,212	0	0.00	5,519	5,519	0	0.00	6,569	6,569	0	0.00
26	3,368	3,398	30	0.89	4,592	4,592	0	0.00	5,230	5,230	0	0.00	5,543	5,543	0	0.00	6,594	6,594	0	0.00
27	3,394	3,424	30	0.88	4,614	4,614	0	0.00	5,248	5,248	0	0.00	5,567	5,567	0	0.00	6,619	6,619	0	0.00
28	3,420	3,447	27	0.79	4,637	4,637	0	0.00	5,266	5,266	0	0.00	5,591	5,591	0	0.00	6,644	6,644	0	0.00
29	3,448	3,471	23	0.67	4,658	4,658	0	0.00	5,282	5,282	0	0.00	5,615	5,615	0	0.00	6,669	6,669	0	0.00
30	3,467	3,489	22	0.63	4,681	4,681	0	0.00	5,300	5,300	0	0.00	5,639	5,639	0	0.00	6,690	6,690	0	0.00
31	3,489	3,507	18	0.52	4,704	4,704	0	0.00	5,318	5,318	0	0.00	5,663	5,663	0	0.00	6,711	6,711	0	0.00
32	3,513	3,527	14	0.40	4,726	4,726	0	0.00	5,336	5,336	0	0.00	5,687	5,687	0	0.00	6,732	6,732	0	0.00
33	3,535	3,549	14	0.40	4,746	4,746	0	0.00	5,352	5,352	0	0.00	5,711	5,711	0	0.00	6,753	6,753	0	0.00
34	3,558	3,572	14	0.39	4,767	4,767	0	0.00	5,370	5,370	0	0.00	5,734	5,734	0	0.00	6,771	6,771	0	0.00
35	3,579	3,593	14	0.39	4,788	4,788	0	0.00	5,387	5,387	0	0.00	5,757	5,757	0	0.00	6,789	6,789	0	0.00
36	3,602	3,616	14	0.39	4,809	4,809	0	0.00	5,405	5,405	0	0.00	5,780	5,780	0	0.00	6,807	6,807	0	0.00
37	3,624	3,637	13	0.36	4,830	4,830	0	0.00	5,421	5,421	0	0.00	5,803	5,803	0	0.00	6,825	6,825	0	0.00
38	3,648	3,661	13	0.36	4,848	4,848	0	0.00	5,437	5,437	0	0.00	5,826	5,826	0	0.00	6,840	6,840	0	0.00
39	3,670	3,683	13	0.35	4,866	4,866	0	0.00	5,451	5,451	0	0.00	5,849	5,849	0	0.00	6,855	6,855	0	0.00
40	3,690	3,703	13	0.35	4,884	4,884	0	0.00	5,467	5,467	0	0.00	5,872	5,872	0	0.00	6,870	6,870	0	0.00
41	3,949	3,961	12	0.30	4,901	4,901	0	0.00	5,482	5,482	0	0.00	5,895	5,895	0	0.00	6,885	6,885	0	0.00
42	3,972	3,983	11	0.28	4,919	4,919	0	0.00	5,496	5,496	0	0.00	5,918	5,918	0	0.00	6,897	6,897	0	0.00
43	3,997	4,002	5	0.13	4,937	4,937	0	0.00	5,510	5,510	0	0.00	5,941	5,941	0	0.00	6,909	6,909	0	0.00
44	4,018	4,018	0	0.00	4,955	4,955	0	0.00	5,523	5,523	0	0.00	5,964	5,964	0	0.00	6,921	6,921	0	0.00
45	4,038	4,038	0	0.00	4,971	4,971	0	0.00	5,535	5,535	0	0.00	5,987	5,987	0	0.00	6,933	6,933	0	0.00
46	4,061	4,061	0	0.00	4,988	4,988	0	0.00	5,545	5,545	0	0.00	6,010	6,010	0	0.00	6,943	6,943	0	0.00
47	4,083	4,083	0	0.00	5,006	5,006	0	0.00	5,555	5,555	0	0.00	6,033	6,033	0	0.00	6,953	6,953	0	0.00
48	4,106	4,106	0	0.00	5,024	5,024	0	0.00	5,565	5,565	0	0.00	6,056	6,056	0	0.00	6,963	6,963	0	0.00
49	4,129	4,129	0	0.00	5,040	5,040	0	0.00	5,575	5,575	0	0.00	6,079	6,079	0	0.00	6,973	6,973	0	0.00
50	4,150	4,150	0	0.00	5,053	5,053	0	0.00	5,584	5,584	0	0.00	6,101	6,101	0	0.00				
51	4,170	4,170	0	0.00	5,066	5,066	0	0.00	5,593	5,593	0	0.00	6,123	6,123	0	0.00				
52	4,191	4,191	0	0.00	5,079	5,079	0	0.00	5,602	5,602	0	0.00	6,145	6,145	0	0.00				
53</																				

医療職給料表

【別紙3】
(単位: 百円, %)

級号給	1級				2級				3級				4級				5級			
	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
78	4,634	4,634	0	0.00	5,315	5,315	0	0.00					6,617	6,617	0	0.00				
79	4,644	4,644	0	0.00	5,324	5,324	0	0.00					6,627	6,627	0	0.00				
80	4,654	4,654	0	0.00	5,333	5,333	0	0.00					6,637	6,637	0	0.00				
81	4,662	4,662	0	0.00	5,341	5,341	0	0.00					6,647	6,647	0	0.00				
82	4,669	4,669	0	0.00	5,350	5,350	0	0.00												
83	4,676	4,676	0	0.00	5,359	5,359	0	0.00												
84	4,683	4,683	0	0.00	5,368	5,368	0	0.00												
85	4,690	4,690	0	0.00	5,376	5,376	0	0.00												
86					5,385	5,385	0	0.00												
87					5,394	5,394	0	0.00												
88					5,403	5,403	0	0.00												
89					5,411	5,411	0	0.00												

会計年度任用職員行政職給料表 【別紙4】
(単位: 百円, %)

級号給	1級				2級			
	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
1	1,461	1,501	40	2.74	2,315	2,344	29	1.25
2	1,472	1,512	40	2.72	2,331	2,360	29	1.24
3	1,484	1,524	40	2.70	2,346	2,375	29	1.24
4	1,495	1,535	40	2.68	2,362	2,390	28	1.19
5	1,506	1,546	40	2.66	2,376	2,403	27	1.14
6	1,517	1,557	40	2.64	2,393	2,419	26	1.09
7	1,528	1,568	40	2.62	2,408	2,434	26	1.08
8	1,539	1,579	40	2.60	2,424	2,449	25	1.03
9	1,549	1,589	40	2.58	2,435	2,460	25	1.03
10	1,563	1,603	40	2.56	2,450	2,475	25	1.02
11	1,576	1,616	40	2.54	2,466	2,490	24	0.97
12	1,589	1,629	40	2.52	2,479	2,503	24	0.97
13	1,601	1,641	40	2.50	2,494	2,518	24	0.96
14	1,616	1,656	40	2.48	2,508	2,530	22	0.88
15	1,631	1,671	40	2.45	2,521	2,543	22	0.87
16	1,647	1,687	40	2.43	2,535	2,555	20	0.79
17	1,659	1,698	39	2.35	2,550	2,568	18	0.71
18	1,674	1,712	38	2.27	2,565	2,582	17	0.66
19	1,689	1,726	37	2.19	2,582	2,596	14	0.54
20	1,704	1,740	36	2.11	2,600	2,611	11	0.42
21	1,717	1,753	36	2.10	2,616	2,627	11	0.42
22	1,744	1,778	34	1.95	2,633	2,644	11	0.42
23	1,770	1,803	33	1.86	2,649	2,660	11	0.42
24	1,796	1,828	32	1.78	2,665	2,676	11	0.41
25	1,822	1,852	30	1.65	2,684	2,694	10	0.37
26	1,839	1,869	30	1.63	2,702	2,712	10	0.37
27	1,855	1,885	30	1.62	2,719	2,729	10	0.37
28	1,872	1,902	30	1.60	2,736	2,746	10	0.37
29	1,887	1,917	30	1.59	2,753	2,762	9	0.33
30	1,904	1,934	30	1.58	2,770	2,779	9	0.32
31	1,922	1,952	30	1.56	2,788	2,797	9	0.32
32	1,939	1,969	30	1.55	2,803	2,812	9	0.32
33	1,955	1,985	30	1.53	2,818	2,824	6	0.21
34	1,973	2,003	30	1.52	2,837	2,841	4	0.14
35	1,991	2,021	30	1.51	2,855	2,857	2	0.07
36	2,009	2,039	30	1.49	2,874	2,874	0	0.00
37	2,024	2,054	30	1.48	2,890	2,890	0	0.00
38	2,042	2,072	30	1.47	2,907	2,907	0	0.00
39	2,060	2,090	30	1.46	2,925	2,925	0	0.00
40	2,078	2,108	30	1.44	2,943	2,943	0	0.00
41	2,094	2,124	30	1.43	2,958	2,958	0	0.00
42	2,112	2,142	30	1.42	2,975	2,975	0	0.00
43	2,130	2,160	30	1.41	2,990	2,990	0	0.00
44	2,148	2,178	30	1.40	3,006	3,006	0	0.00
45	2,162	2,192	30	1.39	3,022	3,022	0	0.00
46	2,180	2,210	30	1.38	3,039	3,039	0	0.00
47	2,197	2,227	30	1.37	3,055	3,055	0	0.00
48	2,215	2,245	30	1.35	3,072	3,072	0	0.00
49	2,232	2,261	29	1.30	3,081	3,081	0	0.00
50	2,249	2,278	29	1.29	3,096	3,096	0	0.00
51	2,265	2,294	29	1.28	3,111	3,111	0	0.00
52	2,281	2,309	28	1.23	3,127	3,127	0	0.00
53	2,295	2,322	27	1.18	3,143	3,143	0	0.00
54	2,312	2,338	26	1.12	3,159	3,159	0	0.00
55	2,328	2,354	26	1.12	3,175	3,175	0	0.00
56	2,344	2,369	25	1.07	3,190	3,190	0	0.00
57	2,354	2,379	25	1.06	3,205	3,205	0	0.00
58	2,369	2,394	25	1.06	3,217	3,217	0	0.00
59	2,383	2,407	24	1.01	3,229	3,229	0	0.00

会計年度任用職員行政職給料表 【別紙4】
(単位: 百円, %)

級号給	1級				2級			
	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
60	2,395	2,419	24	1.00	3,241	3,241	0	0.00
61	2,407	2,431	24	1.00	3,248	3,248	0	0.00
62	2,419	2,441	22	0.91	3,257	3,257	0	0.00
63	2,429	2,451	22	0.91	3,265	3,265	0	0.00
64	2,441	2,461	20	0.82	3,273	3,273	0	0.00
65	2,454	2,472	18	0.73	3,282	3,282	0	0.00
66	2,464	2,481	17	0.69	3,286	3,286	0	0.00
67	2,476	2,490	14	0.57	3,293	3,293	0	0.00
68	2,489	2,500	11	0.44	3,301	3,301	0	0.00
69	2,498	2,509	11	0.44	3,309	3,309	0	0.00
70	2,511	2,522	11	0.44	3,316	3,316	0	0.00
71	2,523	2,534	11	0.44	3,323	3,323	0	0.00
72	2,536	2,547	11	0.43	3,330	3,330	0	0.00
73	2,550	2,560	10	0.39	3,335	3,335	0	0.00
74	2,564	2,574	10	0.39	3,341	3,341	0	0.00
75	2,576	2,586	10	0.39	3,346	3,346	0	0.00
76	2,588	2,598	10	0.39	3,352	3,352	0	0.00
77	2,600	2,609	9	0.35	3,355	3,355	0	0.00
78	2,612	2,621	9	0.34	3,360	3,360	0	0.00
79	2,625	2,634	9	0.34	3,364	3,364	0	0.00
80	2,636	2,645	9	0.34	3,369	3,369	0	0.00
81	2,647	2,656	9	0.34	3,373	3,373	0	0.00
82	2,658	2,666	8	0.30	3,378	3,378	0	0.00
83	2,671	2,678	7	0.26	3,383	3,383	0	0.00
84	2,684	2,689	5	0.19	3,388	3,388	0	0.00
85	2,694	2,699	5	0.19	3,391	3,391	0	0.00
86	2,705	2,709	4	0.15	3,395	3,395	0	0.00
87	2,718	2,720	2	0.07	3,400	3,400	0	0.00
88	2,731	2,731	0	0.00	3,404	3,404	0	0.00
89	2,740	2,740	0	0.00	3,407	3,407	0	0.00
90	2,750	2,750	0	0.00	3,411	3,411	0	0.00
91	2,759	2,759	0	0.00	3,416	3,416	0	0.00
92	2,770	2,770	0	0.00	3,420	3,420	0	0.00
93	2,781	2,781	0	0.00	3,422	3,422	0	0.00
94	2,791	2,791	0	0.00	3,426	3,426	0	0.00
95	2,800	2,800	0	0.00	3,431	3,431	0	0.00
96	2,810	2,810	0	0.00	3,435	3,435	0	0.00
97	2,815	2,815	0	0.00	3,437	3,437	0	0.00
98	2,824	2,824	0	0.00	3,441	3,441	0	0.00
99	2,831	2,831	0	0.00	3,445	3,445	0	0.00
100	2,840	2,840	0	0.00	3,448	3,448	0	0.00
101	2,850	2,850	0	0.00	3,451	3,451	0	0.00
102	2,858	2,858	0	0.00	3,455	3,455	0	0.00
103	2,866	2,866	0	0.00	3,459	3,459	0	0.00
104	2,874	2,874	0	0.00	3,463	3,463	0	0.00
105	2,882	2,882	0	0.00	3,468	3,468	0	0.00
106	2,887	2,887	0	0.00	3,472	3,472	0	0.00
107	2,891	2,891	0	0.00	3,476	3,476	0	0.00
108	2,896	2,896	0	0.00	3,480	3,480	0	0.00
109	2,898	2,898	0	0.00	3,485	3,485	0	0.00
110	2,901	2,901	0	0.00	3,489	3,489	0	0.00
111	2,903	2,903	0	0.00	3,492	3,492	0	0.00
112	2,907	2,907	0	0.00	3,495	3,495	0	0.00
113	2,909	2,909	0	0.00	3,500	3,500	0	0.00
114	2,911	2,911	0	0.00				
115	2,915	2,915	0	0.00				
116	2,918	2,918	0	0.00				
117	2,921	2,921	0	0.00				
118	2,924	2,924	0	0.00				

会計年度任用職員行政職給料表 【別紙4】
(単位: 百円, %)

級号給	1級				2級			
	現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
119	2,927	2,927	0	0.00				
120	2,931	2,931	0	0.00				
121	2,934	2,934	0	0.00				
122	2,938	2,938	0	0.00				
123	2,941	2,941	0	0.00				
124	2,945	2,945	0	0.00				
125	2,947	2,947	0	0.00				
126	2,949	2,949	0	0.00				
127	2,952	2,952	0	0.00				
128	2,956	2,956	0	0.00				
129	2,958	2,958	0	0.00				
130	2,961	2,961	0	0.00				
131	2,965	2,965	0	0.00				
132	2,969	2,969	0	0.00				
133	2,971	2,971	0	0.00				
134	2,974	2,974	0	0.00				
135	2,978	2,978	0	0.00				
136	2,981	2,981	0	0.00				
137	2,983	2,983	0	0.00				
138	2,986	2,986	0	0.00				
139	2,990	2,990	0	0.00				
140	2,993	2,993	0	0.00				
141	2,995	2,995	0	0.00				
142	2,999	2,999	0	0.00				
143	3,003	3,003	0	0.00				
144	3,006	3,006	0	0.00				
145	3,008	3,008	0	0.00				
146	3,010	3,010	0	0.00				
147	3,013	3,013	0	0.00				
148	3,017	3,017	0	0.00				
149	3,019	3,019	0	0.00				
150	3,021	3,021	0	0.00				
151	3,024	3,024	0	0.00				
152	3,027	3,027	0	0.00				
153	3,031	3,031	0	0.00				
154	3,033	3,033	0	0.00				
155	3,036	3,036	0	0.00				
156	3,039	3,039	0	0.00				
157	3,042	3,042	0	0.00				

会計年度任用職員技能労務職給料表

(単位:百円, %)

級号給	1級			
	現行	改定後	改定額	改定率
1	1,323	1,362	39	2.95
2	1,332	1,371	39	2.93
3	1,342	1,381	39	2.91
4	1,351	1,390	39	2.89
5	1,361	1,400	39	2.87
6	1,371	1,410	39	2.84
7	1,381	1,420	39	2.82
8	1,391	1,430	39	2.80
9	1,399	1,438	39	2.79
10	1,409	1,448	39	2.77
11	1,419	1,458	39	2.75
12	1,430	1,469	39	2.73
13	1,438	1,477	39	2.71
14	1,448	1,487	39	2.69
15	1,458	1,498	40	2.74
16	1,468	1,508	40	2.72
17	1,479	1,519	40	2.70
18	1,492	1,533	41	2.75
19	1,504	1,545	41	2.73
20	1,516	1,557	41	2.70
21	1,527	1,568	41	2.69
22	1,539	1,580	41	2.66
23	1,551	1,592	41	2.64
24	1,563	1,604	41	2.62
25	1,574	1,615	41	2.60
26	1,589	1,630	41	2.58
27	1,604	1,645	41	2.56
28	1,619	1,660	41	2.53
29	1,633	1,674	41	2.51
30	1,647	1,688	41	2.49
31	1,662	1,703	41	2.47
32	1,677	1,718	41	2.44
33	1,691	1,731	40	2.37
34	1,709	1,748	39	2.28
35	1,727	1,765	38	2.20
36	1,745	1,782	37	2.12
37	1,762	1,799	37	2.10
38	1,779	1,813	34	1.91
39	1,796	1,830	34	1.89
40	1,813	1,845	32	1.77
41	1,836	1,874	38	2.07
42	1,852	1,888	36	1.94
43	1,868	1,902	34	1.82
44	1,883	1,916	33	1.75
45	1,897	1,930	33	1.74
46	1,912	1,944	32	1.67
47	1,927	1,958	31	1.61
48	1,941	1,972	31	1.60
49	1,954	1,986	32	1.64
50	1,968	1,999	31	1.58

会計年度任用職員技能労務職給料表

(単位:百円, %)

級号給	1級			
	現行	改定後	改定額	改定率
51	1,982	2,012	30	1.51
52	1,996	2,025	29	1.45
53	2,010	2,038	28	1.39
54	2,023	2,051	28	1.38
55	2,036	2,064	28	1.38
56	2,048	2,076	28	1.37
57	2,060	2,088	28	1.36
58	2,072	2,100	28	1.35
59	2,084	2,112	28	1.34
60	2,096	2,124	28	1.34
61	2,107	2,135	28	1.33
62	2,118	2,146	28	1.32
63	2,129	2,157	28	1.32
64	2,140	2,168	28	1.31
65	2,151	2,179	28	1.30
66	2,163	2,191	28	1.29
67	2,173	2,201	28	1.29
68	2,182	2,209	27	1.24
69	2,188	2,215	27	1.23
70	2,200	2,225	25	1.14
71	2,211	2,236	25	1.13
72	2,223	2,247	24	1.08
73	2,228	2,252	24	1.08
74	2,239	2,263	24	1.07
75	2,251	2,274	23	1.02
76	2,261	2,284	23	1.02
77	2,269	2,292	23	1.01
78	2,281	2,302	21	0.92
79	2,291	2,312	21	0.92
80	2,302	2,321	19	0.83
81	2,313	2,330	17	0.73
82	2,322	2,339	17	0.73
83	2,333	2,347	14	0.60
84	2,343	2,354	11	0.47
85	2,353	2,363	10	0.42
86	2,363	2,373	10	0.42
87	2,373	2,383	10	0.42
88	2,383	2,393	10	0.42
89	2,394	2,403	9	0.38
90	2,404	2,413	9	0.37
91	2,411	2,420	9	0.37
92	2,418	2,427	9	0.37
93	2,427	2,435	8	0.33
94	2,436	2,444	8	0.33
95	2,445	2,453	8	0.33
96	2,452	2,460	8	0.33
97	2,460	2,468	8	0.33
98	2,469	2,476	7	0.28
99	2,478	2,485	7	0.28
100	2,487	2,492	5	0.20

会計年度任用職員技能労務職給料表

(単位:百円, %)

級号給	1級			
	現行	改定後	改定額	改定率
101	2,495	2,500	5	0.20
102	2,503	2,506	3	0.12
103	2,511	2,513	2	0.08
104	2,518	2,518	0	0.00
105	2,525	2,525	0	0.00
106	2,531	2,531	0	0.00
107	2,535	2,535	0	0.00
108	2,539	2,539	0	0.00
109	2,541	2,541	0	0.00
110	2,545	2,545	0	0.00
111	2,550	2,550	0	0.00
112	2,555	2,555	0	0.00
113	2,558	2,558	0	0.00
114	2,562	2,562	0	0.00
115	2,567	2,567	0	0.00
116	2,572	2,572	0	0.00
117	2,575	2,575	0	0.00
118	2,578	2,578	0	0.00
119	2,581	2,581	0	0.00
120	2,584	2,584	0	0.00
121	2,586	2,586	0	0.00
122	2,588	2,588	0	0.00
123	2,591	2,591	0	0.00
124	2,594	2,594	0	0.00
125	2,596	2,596	0	0.00
126	2,598	2,598	0	0.00
127	2,602	2,602	0	0.00
128	2,604	2,604	0	0.00
129	2,607	2,607	0	0.00
130	2,611	2,611	0	0.00
131	2,614	2,614	0	0.00
132	2,617	2,617	0	0.00
133	2,619	2,619	0	0.00
134	2,622	2,622	0	0.00
135	2,624	2,624	0	0.00
136	2,627	2,627	0	0.00
137	2,630	2,630	0	0.00
138	2,632	2,632	0	0.00
139	2,635	2,635	0	0.00
140	2,638	2,638	0	0.00
141	2,640	2,640	0	0.00
142	2,642	2,642	0	0.00
143	2,645	2,645	0	0.00
144	2,647	2,647	0	0.00
145	2,650	2,650	0	0.00
146	2,653	2,653	0	0.00
147	2,656	2,656	0	0.00
148	2,658	2,658	0	0.00
149	2,660	2,660	0	0.00
150	2,663	2,663	0	0.00

会計年度任用職員技能労務職給料表

(単位:百円, %)

級号給	1級			
	現行	改定後	改定額	改定率
151	2,665	2,665	0	0.00
152	2,667	2,667	0	0.00
153	2,670	2,670	0	0.00
154	2,673	2,673	0	0.00
155	2,676	2,676	0	0.00
156	2,679	2,679	0	0.00
157	2,681	2,681	0	0.00
158	2,683	2,683	0	0.00
159	2,686	2,686	0	0.00
160	2,689	2,689	0	0.00
161	2,691	2,691	0	0.00
162	2,693	2,693	0	0.00
163	2,696	2,696	0	0.00
164	2,699	2,699	0	0.00
165	2,701	2,701	0	0.00
166	2,703	2,703	0	0.00
167	2,706	2,706	0	0.00
168	2,709	2,709	0	0.00
169	2,711	2,711	0	0.00
170	2,713	2,713	0	0.00
171	2,716	2,716	0	0.00
172	2,719	2,719	0	0.00
173	2,721	2,721	0	0.00

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表
【第1条関係】

現 行								改 正 案							
(勤勉手当) 第22条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)								(勤勉手当) 第22条の4 (略) 2 (略) (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)							
別表1 行政職給料表（第3条関係）								別表1 行政職給料表（第3条関係）							
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級～8級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級～8級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)		号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員以外の職員	1	<u>146,100</u>	<u>231,500</u>	<u>254,000</u>	<u>264,200</u>	<u>289,700</u>	(略)	再任用職員以外の職員	1	<u>150,100</u>	<u>234,400</u>	<u>256,400</u>	<u>266,000</u>	<u>290,700</u>	(略)
	2	<u>147,200</u>	<u>233,100</u>	<u>255,400</u>	<u>266,000</u>	<u>291,900</u>			2	<u>151,200</u>	<u>236,000</u>	<u>257,600</u>	<u>267,700</u>	<u>292,900</u>	
	3	<u>148,400</u>	<u>234,600</u>	<u>256,700</u>	<u>267,800</u>	<u>294,000</u>			3	<u>152,400</u>	<u>237,500</u>	<u>258,900</u>	<u>269,200</u>	<u>295,000</u>	
	4	<u>149,500</u>	<u>236,200</u>	<u>258,100</u>	<u>269,900</u>	<u>296,000</u>			4	<u>153,500</u>	<u>239,000</u>	<u>260,100</u>	<u>271,000</u>	<u>297,000</u>	
	5	<u>150,600</u>	<u>237,600</u>	<u>259,600</u>	<u>271,600</u>	<u>297,900</u>			5	<u>154,600</u>	<u>240,300</u>	<u>261,400</u>	<u>272,700</u>	<u>298,800</u>	
	6	<u>151,700</u>	<u>239,300</u>	<u>261,300</u>	<u>273,400</u>	<u>300,000</u>			6	<u>155,700</u>	<u>241,900</u>	<u>263,000</u>	<u>274,500</u>	<u>300,800</u>	

7	<u>152, 800</u>	<u>240, 800</u>	<u>263, 000</u>	<u>275, 200</u>	<u>302, 200</u>
8	<u>153, 900</u>	<u>242, 400</u>	<u>265, 000</u>	<u>277, 200</u>	
9	<u>154, 900</u>	<u>243, 500</u>	<u>266, 600</u>	<u>279, 200</u>	
10	<u>156, 300</u>	<u>245, 000</u>	<u>268, 400</u>	<u>281, 200</u>	
11	<u>157, 600</u>	<u>246, 600</u>	<u>270, 100</u>	<u>283, 100</u>	
12	<u>158, 900</u>	<u>247, 900</u>	<u>271, 900</u>	<u>285, 000</u>	
13	<u>160, 100</u>	<u>249, 400</u>	<u>273, 800</u>	<u>287, 000</u>	
14	<u>161, 600</u>	<u>250, 800</u>	<u>275, 700</u>	<u>288, 900</u>	
15	<u>163, 100</u>	<u>252, 100</u>	<u>277, 500</u>	<u>290, 800</u>	
16	<u>164, 700</u>	<u>253, 500</u>	<u>279, 300</u>	(略)	
17	<u>165, 900</u>	<u>255, 000</u>	<u>281, 200</u>		
18	<u>167, 400</u>	<u>256, 500</u>	<u>283, 000</u>		
19	<u>168, 900</u>	<u>258, 200</u>	<u>284, 800</u>		
20	<u>170, 400</u>	<u>260, 000</u>	<u>286, 500</u>		
21	<u>171, 700</u>	<u>261, 600</u>	<u>288, 100</u>		
22	<u>174, 400</u>	<u>263, 300</u>	<u>290, 100</u>		
23	<u>177, 000</u>	<u>264, 900</u>	<u>292, 000</u>		
24	<u>179, 600</u>	<u>266, 500</u>	(略)		
25	<u>182, 200</u>	<u>268, 400</u>			
26	<u>183, 900</u>	<u>270, 200</u>			
27	<u>185, 500</u>	<u>271, 900</u>			
28	<u>187, 200</u>	<u>273, 600</u>			
29	<u>188, 700</u>	<u>275, 300</u>			
30	<u>190, 400</u>	<u>277, 000</u>			
31	<u>192, 200</u>	<u>278, 800</u>			
32	<u>193, 900</u>	<u>280, 300</u>			
33	<u>195, 500</u>	<u>281, 800</u>			

7	<u>156,800</u>	<u>243,400</u>	<u>264,400</u>	<u>276,300</u>	<u>302,600</u>
8	<u>157,900</u>	<u>244,900</u>	<u>266,100</u>	<u>278,300</u>	(略)
9	<u>158,900</u>	<u>246,000</u>	<u>267,700</u>	<u>280,200</u>	
10	<u>160,300</u>	<u>247,500</u>	<u>269,500</u>	<u>282,200</u>	
11	<u>161,600</u>	<u>249,000</u>	<u>271,200</u>	<u>284,100</u>	
12	<u>162,900</u>	<u>250,300</u>	<u>273,000</u>	<u>286,000</u>	
13	<u>164,100</u>	<u>251,800</u>	<u>274,800</u>	<u>287,900</u>	
14	<u>165,600</u>	<u>253,000</u>	<u>276,700</u>	<u>289,700</u>	
15	<u>167,100</u>	<u>254,300</u>	<u>278,500</u>	<u>291,200</u>	
16	<u>168,700</u>	<u>255,500</u>	<u>280,300</u>	(略)	
17	<u>169,800</u>	<u>256,800</u>	<u>282,100</u>		
18	<u>171,200</u>	<u>258,200</u>	<u>283,800</u>		
19	<u>172,600</u>	<u>259,600</u>	<u>285,500</u>		
20	<u>174,000</u>	<u>261,100</u>	<u>286,900</u>		
21	<u>175,300</u>	<u>262,700</u>	<u>288,400</u>		
22	<u>177,800</u>	<u>264,400</u>	<u>290,300</u>		
23	<u>180,300</u>	<u>266,000</u>	<u>292,100</u>		
24	<u>182,800</u>	<u>267,600</u>	(略)		
25	<u>185,200</u>	<u>269,400</u>			
26	<u>186,900</u>	<u>271,200</u>			
27	<u>188,500</u>	<u>272,900</u>			
28	<u>190,200</u>	<u>274,600</u>			
29	<u>191,700</u>	<u>276,200</u>			
30	<u>193,400</u>	<u>277,900</u>			
31	<u>195,200</u>	<u>279,700</u>			
32	<u>196,900</u>	<u>281,200</u>			
33	<u>198,500</u>	<u>282,400</u>			

[illegible]

	61	<u>240,700</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	61	<u>243,100</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	62	<u>241,900</u>								62	<u>244,100</u>					
	63	<u>242,900</u>								63	<u>245,100</u>					
	64	<u>244,100</u>								64	<u>246,100</u>					
	65	<u>245,400</u>								65	<u>247,200</u>					
	66	<u>246,400</u>								66	<u>248,100</u>					
	67	<u>247,600</u>								67	<u>249,000</u>					
	68	<u>248,900</u>								68	<u>250,000</u>					
	69	<u>249,800</u>								69	<u>250,900</u>					
	70	<u>251,100</u>								70	<u>252,200</u>					
	71	<u>252,300</u>								71	<u>253,400</u>					
	72	<u>253,600</u>								72	<u>254,700</u>					
	73	<u>255,000</u>								73	<u>256,000</u>					
	74	<u>256,400</u>								74	<u>257,400</u>					
	75	<u>257,600</u>								75	<u>258,600</u>					
	76	<u>258,800</u>								76	<u>259,800</u>					
	77	<u>260,000</u>								77	<u>260,900</u>					
	78	<u>261,200</u>								78	<u>262,100</u>					
	79	<u>262,500</u>								79	<u>263,400</u>					
	80	<u>263,600</u>								80	<u>264,500</u>					
	81	<u>264,700</u>	81	<u>265,600</u>												
	82	<u>265,800</u>	82	<u>266,600</u>												
	83	<u>267,100</u>	83	<u>267,800</u>												
	84	<u>268,400</u>	84	<u>268,900</u>												
	85	<u>269,400</u>	85	<u>269,900</u>												
	86	<u>270,500</u>	86	<u>270,900</u>												
	87	<u>271,800</u>	87	<u>272,000</u>												

	88～ 157	(略)
再任用職員	(略)	(略)

備考 (略)

別表2 技能労務職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
再任用職員以外の職員	1	<u>132,300</u>	<u>205,200</u>	<u>270,400</u>
	2	<u>133,200</u>	<u>206,400</u>	<u>271,400</u>
	3	<u>134,200</u>	<u>207,800</u>	<u>272,300</u>
	4	<u>135,100</u>	<u>209,100</u>	<u>273,200</u>
	5	<u>136,100</u>	<u>210,400</u>	<u>274,200</u>
	6	<u>137,100</u>	<u>211,800</u>	<u>275,700</u>
	7	<u>138,100</u>	<u>213,200</u>	<u>277,000</u>
	8	<u>139,100</u>	<u>214,600</u>	<u>278,300</u>
	9	<u>139,900</u>	<u>215,900</u>	<u>279,700</u>
	10	<u>140,900</u>	<u>217,500</u>	<u>280,900</u>
	11	<u>141,900</u>	<u>219,100</u>	<u>282,200</u>
	12	<u>143,000</u>	<u>220,500</u>	<u>283,400</u>
	13	<u>143,800</u>	<u>221,700</u>	<u>284,600</u>
	14	<u>144,800</u>	<u>223,200</u>	<u>286,000</u>
	15	<u>145,800</u>	<u>224,700</u>	<u>287,400</u>
	16	<u>146,800</u>	<u>226,000</u>	(略)
	17	<u>147,900</u>	<u>226,900</u>	
	18	<u>149,200</u>	<u>227,600</u>	

	88～ 157	(略)
再任用職員	(略)	(略)

備考 (略)

別表2 技能労務職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
再任用職員以外の職員	1	<u>136,200</u>	<u>208,500</u>	<u>271,500</u>
	2	<u>137,100</u>	<u>209,700</u>	<u>272,500</u>
	3	<u>138,100</u>	<u>211,100</u>	<u>273,400</u>
	4	<u>139,000</u>	<u>212,300</u>	<u>274,300</u>
	5	<u>140,000</u>	<u>213,600</u>	<u>275,200</u>
	6	<u>141,000</u>	<u>215,000</u>	<u>276,700</u>
	7	<u>142,000</u>	<u>216,400</u>	<u>278,000</u>
	8	<u>143,000</u>	<u>217,800</u>	<u>279,300</u>
	9	<u>143,800</u>	<u>219,100</u>	<u>280,600</u>
	10	<u>144,800</u>	<u>220,700</u>	<u>281,800</u>
	11	<u>145,800</u>	<u>222,300</u>	<u>282,900</u>
	12	<u>146,900</u>	<u>223,700</u>	<u>283,900</u>
	13	<u>147,700</u>	<u>224,900</u>	<u>284,900</u>
	14	<u>148,700</u>	<u>226,400</u>	<u>286,200</u>
	15	<u>149,800</u>	<u>227,900</u>	<u>287,500</u>
	16	<u>150,800</u>	<u>229,200</u>	(略)
	17	<u>151,900</u>	<u>230,000</u>	
	18	<u>153,300</u>	<u>230,700</u>	

19	<u>150,400</u>	<u>228,500</u>
20	<u>151,600</u>	<u>229,500</u>
21	<u>152,700</u>	<u>230,300</u>
22	<u>153,900</u>	<u>231,800</u>
23	<u>155,100</u>	<u>233,100</u>
24	<u>156,300</u>	<u>234,200</u>
25	<u>157,400</u>	<u>235,600</u>
26	<u>158,900</u>	<u>236,900</u>
27	<u>160,400</u>	<u>238,200</u>
28	<u>161,900</u>	<u>239,500</u>
29	<u>163,300</u>	<u>240,300</u>
30	<u>164,700</u>	<u>241,500</u>
31	<u>166,200</u>	<u>242,800</u>
32	<u>167,700</u>	<u>243,900</u>
33	<u>169,100</u>	<u>245,000</u>
34	<u>170,900</u>	<u>246,200</u>
35	<u>172,700</u>	<u>247,300</u>
36	<u>174,500</u>	<u>248,500</u>
37	<u>176,200</u>	<u>251,500</u>
38	<u>177,900</u>	<u>252,700</u>
39	<u>179,600</u>	<u>253,800</u>
40	<u>181,300</u>	<u>254,900</u>
41	<u>183,600</u>	<u>255,800</u>
42	<u>185,200</u>	<u>257,000</u>
43	<u>186,800</u>	<u>258,100</u>
44	<u>188,300</u>	<u>259,300</u>
45	<u>189,700</u>	<u>260,400</u>

(略)

19	<u>154,500</u>	<u>231,600</u>
20	<u>155,700</u>	<u>232,600</u>
21	<u>156,800</u>	<u>233,200</u>
22	<u>158,000</u>	<u>234,700</u>
23	<u>159,200</u>	<u>236,000</u>
24	<u>160,400</u>	<u>237,000</u>
25	<u>161,500</u>	<u>238,300</u>
26	<u>163,000</u>	<u>239,500</u>
27	<u>164,500</u>	<u>240,800</u>
28	<u>166,000</u>	<u>242,000</u>
29	<u>167,400</u>	<u>242,800</u>
30	<u>168,800</u>	<u>244,000</u>
31	<u>170,300</u>	<u>245,200</u>
32	<u>171,800</u>	<u>246,300</u>
33	<u>173,100</u>	<u>247,400</u>
34	<u>174,800</u>	<u>248,400</u>
35	<u>176,500</u>	<u>249,500</u>
36	<u>178,200</u>	<u>250,500</u>
37	<u>179,900</u>	<u>254,100</u>
38	<u>181,300</u>	<u>255,300</u>
39	<u>183,000</u>	<u>256,300</u>
40	<u>184,500</u>	<u>257,400</u>
41	<u>187,400</u>	<u>258,300</u>
42	<u>188,800</u>	<u>259,300</u>
43	<u>190,200</u>	<u>260,400</u>
44	<u>191,600</u>	<u>261,300</u>
45	<u>193,000</u>	<u>262,200</u>

(略)

46	<u>191,200</u>	<u>261,200</u>
47	<u>192,700</u>	<u>262,400</u>
48	<u>194,100</u>	<u>263,600</u>
49	<u>195,400</u>	<u>264,600</u>
50	<u>196,800</u>	<u>265,600</u>
51	<u>198,200</u>	<u>266,500</u>
52	<u>199,600</u>	<u>267,400</u>
53	<u>201,000</u>	<u>268,400</u>
54	<u>202,300</u>	<u>269,500</u>
55	<u>203,600</u>	<u>270,500</u>
56	<u>204,800</u>	<u>271,300</u>
57	<u>206,000</u>	<u>272,300</u>
58	<u>207,200</u>	<u>273,200</u>
59	<u>208,400</u>	<u>274,200</u>
60	<u>209,600</u>	<u>275,000</u>
61	<u>210,700</u>	<u>275,800</u>
62	<u>211,800</u>	<u>276,900</u>
63	<u>212,900</u>	<u>278,000</u>
64	<u>214,000</u>	(略)
65	<u>215,100</u>	
66	<u>216,300</u>	
67	<u>217,300</u>	
68	<u>218,200</u>	
69	<u>218,800</u>	
70	<u>220,000</u>	
71	<u>221,100</u>	
72	<u>222,300</u>	

(略)

46	<u>194,400</u>	<u>262,900</u>
47	<u>195,800</u>	<u>263,800</u>
48	<u>197,200</u>	<u>264,700</u>
49	<u>198,600</u>	<u>265,700</u>
50	<u>199,900</u>	<u>266,700</u>
51	<u>201,200</u>	<u>267,600</u>
52	<u>202,500</u>	<u>268,500</u>
53	<u>203,800</u>	<u>269,400</u>
54	<u>205,100</u>	<u>270,500</u>
55	<u>206,400</u>	<u>271,500</u>
56	<u>207,600</u>	<u>272,300</u>
57	<u>208,800</u>	<u>273,200</u>
58	<u>210,000</u>	<u>274,100</u>
59	<u>211,200</u>	<u>275,100</u>
60	<u>212,400</u>	<u>275,900</u>
61	<u>213,500</u>	<u>276,500</u>
62	<u>214,600</u>	<u>277,300</u>
63	<u>215,700</u>	<u>278,200</u>
64	<u>216,800</u>	(略)
65	<u>217,900</u>	
66	<u>219,100</u>	
67	<u>220,100</u>	
68	<u>220,900</u>	
69	<u>221,500</u>	
70	<u>222,500</u>	
71	<u>223,600</u>	
72	<u>224,700</u>	

(略)

	73	<u>222,800</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
--	----	----------------	-----	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	100	<u>248,700</u>	(略)	(略)
	101	<u>249,500</u>		
	102	<u>250,300</u>		
	103	<u>251,100</u>		
	104～ 173	(略)		
再任用職員	給料月額(円)	(略)		

備考 (略)

別表 3 医師職給料表 (第 3 条関係)

職務の 級	1 級	2 級	3 級～5 級
号給	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
1	<u>249,800</u>	<u>399,000</u>	(略)
2	<u>252,300</u>	<u>401,900</u>	
3	<u>254,800</u>	<u>404,500</u>	
4	<u>257,300</u>	<u>407,200</u>	
5	<u>259,500</u>	<u>409,800</u>	
6	<u>263,300</u>	<u>412,200</u>	
7	<u>267,100</u>	<u>414,900</u>	
8	<u>270,900</u>	(略)	
9	<u>274,500</u>		
10	<u>278,500</u>		
11	<u>282,500</u>		
12	<u>286,500</u>		
13	<u>290,300</u>		

	100	<u>249, 200</u>	(略)	(略)
	101	<u>250, 000</u>		
	102	<u>250, 600</u>		
	103	<u>251, 300</u>		
	104～ 173	(略)		
再任用職員	給料月額 (円)	(略)		

備考 (略)

別表 3 医師職給料表 (第 3 条関係)

職務の 級	1 級	2 級	3 級～ 5 級
号給	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
1	<u>253,600</u>	<u>400,400</u>	(略)
2	<u>256,100</u>	<u>403,300</u>	
3	<u>258,600</u>	<u>405,900</u>	
4	<u>261,100</u>	<u>408,600</u>	
5	<u>263,300</u>	<u>411,000</u>	
6	<u>267,100</u>	<u>413,300</u>	
7	<u>270,900</u>	<u>415,400</u>	
8	<u>274,700</u>	(略)	
9	<u>278,300</u>		
10	<u>282,300</u>		
11	<u>286,300</u>		
12	<u>290,300</u>		
13	<u>294,000</u>		

14	<u>294,300</u>			14	<u>298,000</u>		
15	<u>298,200</u>			15	<u>301,900</u>		
16	<u>302,100</u>			16	<u>305,700</u>		
17	<u>305,800</u>			17	<u>309,300</u>		
18	<u>309,400</u>			18	<u>312,800</u>		
19	<u>312,900</u>			19	<u>316,300</u>		
20	<u>316,500</u>			20	<u>319,800</u>		
21	<u>320,100</u>			21	<u>323,400</u>		
22	<u>323,800</u>			22	<u>327,100</u>		
23	<u>327,300</u>			23	<u>330,500</u>		
24	<u>330,600</u>			24	<u>333,800</u>		
25	<u>334,100</u>			25	<u>337,300</u>		
26	<u>336,800</u>	(略)	(略)	26	<u>339,800</u>	(略)	(略)
27	<u>339,400</u>			27	<u>342,400</u>		
28	<u>342,000</u>			28	<u>344,700</u>		
29	<u>344,800</u>			29	<u>347,100</u>		
30	<u>346,700</u>			30	<u>348,900</u>		
31	<u>348,900</u>			31	<u>350,700</u>		
32	<u>351,300</u>			32	<u>352,700</u>		
33	<u>353,500</u>			33	<u>354,900</u>		
34	<u>355,800</u>			34	<u>357,200</u>		
35	<u>357,900</u>			35	<u>359,300</u>		
36	<u>360,200</u>			36	<u>361,600</u>		
37	<u>362,400</u>			37	<u>363,700</u>		
38	<u>364,800</u>			38	<u>366,100</u>		
39	<u>367,000</u>			39	<u>368,300</u>		

40	<u>369, 000</u>	(略)	(略)
41	<u>394, 900</u>		
42	<u>397, 200</u>		
43	<u>399, 700</u>		
44～89	(略)		
備考 (略)			

40	<u>370, 300</u>	(略)	(略)
41	<u>396, 100</u>		
42	<u>398, 300</u>		
43	<u>400, 200</u>		
44～89	(略)		
備考 (略)			

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表
【第2条関係】

現 行	改 正 案
(勤勉手当) 第22条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	(勤勉手当) 第22条の4 (略) 2 (略) (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の120</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)

一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表
【第3条関係】

現 行	改 正 案												
(給与に関する特例) 第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>375,000</u></td></tr> <tr> <td>2～7</td><td>（略）</td></tr> </table> 2～5 （略） (給与条例の適用除外等) 第7条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条および第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年函館市条例第5号）第6条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。	号給	給料月額（円）	1	<u>375,000</u>	2～7	（略）	(給与に関する特例) 第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>376,000</u></td></tr> <tr> <td>2～7</td><td>（略）</td></tr> </table> 2～5 （略） (給与条例の適用除外等) 第7条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条および第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年函館市条例第5号）第6条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。	号給	給料月額（円）	1	<u>376,000</u>	2～7	（略）
号給	給料月額（円）												
1	<u>375,000</u>												
2～7	（略）												
号給	給料月額（円）												
1	<u>376,000</u>												
2～7	（略）												

一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表
【第4条関係】

現 行	改 正 案
(給与条例の適用除外等) 第7条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条および第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年函館市条例第5号）第6条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。	(給与条例の適用除外等) 第7条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条および第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年函館市条例第5号）第6条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。

函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例 新旧対照表
【第5条関係】

現 行			改 正 案		
(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)			(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)		
第7条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。			第7条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第9条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。		
別表第1 会計年度任用職員行政職給料表（第3条関係）			別表第1 会計年度任用職員行政職給料表（第3条関係）		
職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額（円）	給料月額（円）	号給	給料月額（円）	給料月額（円）
1	<u>146,100</u>	<u>231,500</u>	1	<u>150,100</u>	<u>234,400</u>
2	<u>147,200</u>	<u>233,100</u>	2	<u>151,200</u>	<u>236,000</u>
3	<u>148,400</u>	<u>234,600</u>	3	<u>152,400</u>	<u>237,500</u>
4	<u>149,500</u>	<u>236,200</u>	4	<u>153,500</u>	<u>239,000</u>
5	<u>150,600</u>	<u>237,600</u>	5	<u>154,600</u>	<u>240,300</u>
6	<u>151,700</u>	<u>239,300</u>	6	<u>155,700</u>	<u>241,900</u>
7	<u>152,800</u>	<u>240,800</u>	7	<u>156,800</u>	<u>243,400</u>
8	<u>153,900</u>	<u>242,400</u>	8	<u>157,900</u>	<u>244,900</u>
9	<u>154,900</u>	<u>243,500</u>	9	<u>158,900</u>	<u>246,000</u>
10	<u>156,300</u>	<u>245,000</u>	10	<u>160,300</u>	<u>247,500</u>
11	<u>157,600</u>	<u>246,600</u>	11	<u>161,600</u>	<u>249,000</u>
12	<u>158,900</u>	<u>247,900</u>	12	<u>162,900</u>	<u>250,300</u>
13	<u>160,100</u>	<u>249,400</u>	13	<u>164,100</u>	<u>251,800</u>
14	<u>161,600</u>	<u>250,800</u>	14	<u>165,600</u>	<u>253,000</u>
15	<u>163,100</u>	<u>252,100</u>	15	<u>167,100</u>	<u>254,300</u>

16	<u>164,700</u>	<u>253,500</u>
17	<u>165,900</u>	<u>255,000</u>
18	<u>167,400</u>	<u>256,500</u>
19	<u>168,900</u>	<u>258,200</u>
20	<u>170,400</u>	<u>260,000</u>
21	<u>171,700</u>	<u>261,600</u>
22	<u>174,400</u>	<u>263,300</u>
23	<u>177,000</u>	<u>264,900</u>
24	<u>179,600</u>	<u>266,500</u>
25	<u>182,200</u>	<u>268,400</u>
26	<u>183,900</u>	<u>270,200</u>
27	<u>185,500</u>	<u>271,900</u>
28	<u>187,200</u>	<u>273,600</u>
29	<u>188,700</u>	<u>275,300</u>
30	<u>190,400</u>	<u>277,000</u>
31	<u>192,200</u>	<u>278,800</u>
32	<u>193,900</u>	<u>280,300</u>
33	<u>195,500</u>	<u>281,800</u>
34	<u>197,300</u>	<u>283,700</u>
35	<u>199,100</u>	<u>285,500</u>
36	<u>200,900</u>	(略)
37	<u>202,400</u>	
38	<u>204,200</u>	
39	<u>206,000</u>	
40	<u>207,800</u>	
41	<u>209,400</u>	
42	<u>211,200</u>	

16	<u>168,700</u>	<u>255,500</u>
17	<u>169,800</u>	<u>256,800</u>
18	<u>171,200</u>	<u>258,200</u>
19	<u>172,600</u>	<u>259,600</u>
20	<u>174,000</u>	<u>261,100</u>
21	<u>175,300</u>	<u>262,700</u>
22	<u>177,800</u>	<u>264,400</u>
23	<u>180,300</u>	<u>266,000</u>
24	<u>182,800</u>	<u>267,600</u>
25	<u>185,200</u>	<u>269,400</u>
26	<u>186,900</u>	<u>271,200</u>
27	<u>188,500</u>	<u>272,900</u>
28	<u>190,200</u>	<u>274,600</u>
29	<u>191,700</u>	<u>276,200</u>
30	<u>193,400</u>	<u>277,900</u>
31	<u>195,200</u>	<u>279,700</u>
32	<u>196,900</u>	<u>281,200</u>
33	<u>198,500</u>	<u>282,400</u>
34	<u>200,300</u>	<u>284,100</u>
35	<u>202,100</u>	<u>285,700</u>
36	<u>203,900</u>	(略)
37	<u>205,400</u>	
38	<u>207,200</u>	
39	<u>209,000</u>	
40	<u>210,800</u>	
41	<u>212,400</u>	
42	<u>214,200</u>	

43	<u>213,000</u>
44	<u>214,800</u>
45	<u>216,200</u>
46	<u>218,000</u>
47	<u>219,700</u>
48	<u>221,500</u>
49	<u>223,200</u>
50	<u>224,900</u>
51	<u>226,500</u>
52	<u>228,100</u>
53	<u>229,500</u>
54	<u>231,200</u>
55	<u>232,800</u>
56	<u>234,400</u>
57	<u>235,400</u>
58	<u>236,900</u>
59	<u>238,300</u>
60	<u>239,500</u>
61	<u>240,700</u>
62	<u>241,900</u>
63	<u>242,900</u>
64	<u>244,100</u>
65	<u>245,400</u>
66	<u>246,400</u>
67	<u>247,600</u>
68	<u>248,900</u>
69	<u>249,800</u>

(略)

43	<u>216,000</u>
44	<u>217,800</u>
45	<u>219,200</u>
46	<u>221,000</u>
47	<u>222,700</u>
48	<u>224,500</u>
49	<u>226,100</u>
50	<u>227,800</u>
51	<u>229,400</u>
52	<u>230,900</u>
53	<u>232,200</u>
54	<u>233,800</u>
55	<u>235,400</u>
56	<u>236,900</u>
57	<u>237,900</u>
58	<u>239,400</u>
59	<u>240,700</u>
60	<u>241,900</u>
61	<u>243,100</u>
62	<u>244,100</u>
63	<u>245,100</u>
64	<u>246,100</u>
65	<u>247,200</u>
66	<u>248,100</u>
67	<u>249,000</u>
68	<u>250,000</u>
69	<u>250,900</u>

(略)

70	<u>251,100</u>	(略)
71	<u>252,300</u>	
72	<u>253,600</u>	
73	<u>255,000</u>	
74	<u>256,400</u>	
75	<u>257,600</u>	
76	<u>258,800</u>	
77	<u>260,000</u>	
78	<u>261,200</u>	
79	<u>262,500</u>	
80	<u>263,600</u>	
81	<u>264,700</u>	
82	<u>265,800</u>	
83	<u>267,100</u>	
84	<u>268,400</u>	
85	<u>269,400</u>	
86	<u>270,500</u>	
87	<u>271,800</u>	
88～157	(略)	

備考 (略)

別表第2 会計年度任用職員技能労務職給料表（第3条関係）

職務の級	1 級
号給	給料月額（円）
1	<u>132,300</u>
2	<u>133,200</u>
3	<u>134,200</u>

70	<u>252,200</u>	(略)
71	<u>253,400</u>	
72	<u>254,700</u>	
73	<u>256,000</u>	
74	<u>257,400</u>	
75	<u>258,600</u>	
76	<u>259,800</u>	
77	<u>260,900</u>	
78	<u>262,100</u>	
79	<u>263,400</u>	
80	<u>264,500</u>	
81	<u>265,600</u>	
82	<u>266,600</u>	
83	<u>267,800</u>	
84	<u>268,900</u>	
85	<u>269,900</u>	
86	<u>270,900</u>	
87	<u>272,000</u>	
88～157	(略)	

備考 (略)

別表第2 会計年度任用職員技能労務職給料表（第3条関係）

職務の級	1 級
号給	給料月額（円）
1	<u>136,200</u>
2	<u>137,100</u>
3	<u>138,100</u>

4	<u>135,100</u>
5	<u>136,100</u>
6	<u>137,100</u>
7	<u>138,100</u>
8	<u>139,100</u>
9	<u>139,900</u>
10	<u>140,900</u>
11	<u>141,900</u>
12	<u>143,000</u>
13	<u>143,800</u>
14	<u>144,800</u>
15	<u>145,800</u>
16	<u>146,800</u>
17	<u>147,900</u>
18	<u>149,200</u>
19	<u>150,400</u>
20	<u>151,600</u>
21	<u>152,700</u>
22	<u>153,900</u>
23	<u>155,100</u>
24	<u>156,300</u>
25	<u>157,400</u>
26	<u>158,900</u>
27	<u>160,400</u>
28	<u>161,900</u>
29	<u>163,300</u>
30	<u>164,700</u>

4	<u>139,000</u>
5	<u>140,000</u>
6	<u>141,000</u>
7	<u>142,000</u>
8	<u>143,000</u>
9	<u>143,800</u>
10	<u>144,800</u>
11	<u>145,800</u>
12	<u>146,900</u>
13	<u>147,700</u>
14	<u>148,700</u>
15	<u>149,800</u>
16	<u>150,800</u>
17	<u>151,900</u>
18	<u>153,300</u>
19	<u>154,500</u>
20	<u>155,700</u>
21	<u>156,800</u>
22	<u>158,000</u>
23	<u>159,200</u>
24	<u>160,400</u>
25	<u>161,500</u>
26	<u>163,000</u>
27	<u>164,500</u>
28	<u>166,000</u>
29	<u>167,400</u>
30	<u>168,800</u>

31	<u>166,200</u>
32	<u>167,700</u>
33	<u>169,100</u>
34	<u>170,900</u>
35	<u>172,700</u>
36	<u>174,500</u>
37	<u>176,200</u>
38	<u>177,900</u>
39	<u>179,600</u>
40	<u>181,300</u>
41	<u>183,600</u>
42	<u>185,200</u>
43	<u>186,800</u>
44	<u>188,300</u>
45	<u>189,700</u>
46	<u>191,200</u>
47	<u>192,700</u>
48	<u>194,100</u>
49	<u>195,400</u>
50	<u>196,800</u>
51	<u>198,200</u>
52	<u>199,600</u>
53	<u>201,000</u>
54	<u>202,300</u>
55	<u>203,600</u>
56	<u>204,800</u>
57	<u>206,000</u>

31	<u>170,300</u>
32	<u>171,800</u>
33	<u>173,100</u>
34	<u>174,800</u>
35	<u>176,500</u>
36	<u>178,200</u>
37	<u>179,900</u>
38	<u>181,300</u>
39	<u>183,000</u>
40	<u>184,500</u>
41	<u>187,400</u>
42	<u>188,800</u>
43	<u>190,200</u>
44	<u>191,600</u>
45	<u>193,000</u>
46	<u>194,400</u>
47	<u>195,800</u>
48	<u>197,200</u>
49	<u>198,600</u>
50	<u>199,900</u>
51	<u>201,200</u>
52	<u>202,500</u>
53	<u>203,800</u>
54	<u>205,100</u>
55	<u>206,400</u>
56	<u>207,600</u>
57	<u>208,800</u>

58	<u>207,200</u>
59	<u>208,400</u>
60	<u>209,600</u>
61	<u>210,700</u>
62	<u>211,800</u>
63	<u>212,900</u>
64	<u>214,000</u>
65	<u>215,100</u>
66	<u>216,300</u>
67	<u>217,300</u>
68	<u>218,200</u>
69	<u>218,800</u>
70	<u>220,000</u>
71	<u>221,100</u>
72	<u>222,300</u>
73	<u>222,800</u>
74	<u>223,900</u>
75	<u>225,100</u>
76	<u>226,100</u>
77	<u>226,900</u>
78	<u>228,100</u>
79	<u>229,100</u>
80	<u>230,200</u>
81	<u>231,300</u>
82	<u>232,200</u>
83	<u>233,300</u>
84	<u>234,300</u>

58	<u>210,000</u>
59	<u>211,200</u>
60	<u>212,400</u>
61	<u>213,500</u>
62	<u>214,600</u>
63	<u>215,700</u>
64	<u>216,800</u>
65	<u>217,900</u>
66	<u>219,100</u>
67	<u>220,100</u>
68	<u>220,900</u>
69	<u>221,500</u>
70	<u>222,500</u>
71	<u>223,600</u>
72	<u>224,700</u>
73	<u>225,200</u>
74	<u>226,300</u>
75	<u>227,400</u>
76	<u>228,400</u>
77	<u>229,200</u>
78	<u>230,200</u>
79	<u>231,200</u>
80	<u>232,100</u>
81	<u>233,000</u>
82	<u>233,900</u>
83	<u>234,700</u>
84	<u>235,400</u>

85	<u>235,300</u>
86	<u>236,300</u>
87	<u>237,300</u>
88	<u>238,300</u>
89	<u>239,400</u>
90	<u>240,400</u>
91	<u>241,100</u>
92	<u>241,800</u>
93	<u>242,700</u>
94	<u>243,600</u>
95	<u>244,500</u>
96	<u>245,200</u>
97	<u>246,000</u>
98	<u>246,900</u>
99	<u>247,800</u>
100	<u>248,700</u>
101	<u>249,500</u>
102	<u>250,300</u>
103	<u>251,100</u>
104～173	(略)

備考 (略)

85	<u>236,300</u>
86	<u>237,300</u>
87	<u>238,300</u>
88	<u>239,300</u>
89	<u>240,300</u>
90	<u>241,300</u>
91	<u>242,000</u>
92	<u>242,700</u>
93	<u>243,500</u>
94	<u>244,400</u>
95	<u>245,300</u>
96	<u>246,000</u>
97	<u>246,800</u>
98	<u>247,600</u>
99	<u>248,500</u>
100	<u>249,200</u>
101	<u>250,000</u>
102	<u>250,600</u>
103	<u>251,300</u>
104～173	(略)

備考 (略)

6 函館市職員退職手当条例および函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

フルタイム会計年度任用職員に対する退職手当の支給に関する勤務日数の要件を緩和することとするため

(2) 条例改正の内容

フルタイム会計年度任用職員は、月 18 日以上かつ引き続き 6 月以上勤務した場合に、常勤職員とみなして退職手当の支給対象としており、今回の改正は、「月 18 日以上勤務」の要件を残しつつ、「1 か月の日数（土、日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く日数）が 20 日に満たない月は、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数以上勤務」という緩和要件を加えるもの。

【例】 1 か月の日数が 19 日の場合

$$18 \text{ 日} - (20 \text{ 日} - 19 \text{ 日}) = 17 \text{ 日}$$

⇒勤務日数が 17 日以上であれば要件を満たす

(3) 条例の施行期日

令和 5 年 1 月 1 日

函館市職員退職手当条例 新旧対照表

【第1条関係】

現 行	改 正 案
(退職手当の支給) 第2条 (略) 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づき任命権者が定めるところにより、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中10年を超え25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷または病気（以下「傷病」という。）による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分ならびに第5条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分ならびに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。	(退職手当の支給) 第2条 (略) 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づき任命権者が定めるところにより、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。<u>第13条第2項において「勤務日数」という。</u>）が18日（<u>1月間の日数（函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。</u>）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。<u>第13条第2項において「職員みなし日数」という。</u>）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中10年を超え25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷または病気（以下「傷病」という。）による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分ならびに第5条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分ならびに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。
(失業者の退職手当) 第13条 (略) 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員または職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、または季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期	(失業者の退職手当) 第13条 (略) 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員または職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、または季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間

間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間または当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1) 当該勤続期間または当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日以前の職員等であつた期間

(2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

3～17 (略)

を含むものとし、当該勤続期間または当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1) (略)

(2) (略)

3～17 (略)

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例 新旧対照表
【第2条関係】

現 行	改 正 案
(退職手当) 第15条 (略) 2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものが退職した場合は、退職手当を支給する。 3～9 (略)	(退職手当) 第15条 (略) 2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日（<u>1月間の日数（函館市の休日定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数</u>）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものが退職した場合は、退職手当を支給する。 3～9 (略)

**函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例 附則第3項による改正
新旧対照表**
**(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例(令和元年函館市条例第28号)の一部改正)**

現 行	改 正 案
附 則 (函館市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置) 2・3 (略) 4 <u>改正後の条例第2条第2項</u>に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、<u>改正後の条例</u>の規定を適用する。この場合において、その者に対する<u>改正後の条例第3条</u>から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。 5 前項の規定の適用を受ける者に対する<u>改正後の条例第9条の2</u>の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。	附 則 (函館市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置) 2・3 (略) 4 <u>函館市職員退職手当条例第2条第2項</u>に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、<u>同条例</u>の規定を適用する。この場合において、その者に対する<u>同条例第3条</u>から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。 5 前項の規定の適用を受ける者に対する<u>函館市職員退職手当条例第9条の2</u>の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。